

資料 4 - 6

泊発電所 3号炉 審査資料	
資料番号	SA45H-9 r. 3.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所 3号炉
設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

45条

令和5年6月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したため資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部送水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし —(単身申請であり未用設備なし)
—	共用の禁止	—	—	—	—
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p>【共通（資料構成の変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 <ul style="list-style-type: none"> （変更前）配置図，試験検査，系統図，容量設定根拠 （変更後）配置図，試験検査，系統図，容量設定根拠，単線結線図，接続図，保管場所図，アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図，保管場所図，アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに作成した「接続図，保管場所図，アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 <p>【試験検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画，検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として提示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 <p>【系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図，アクセスルート図等を関連資料としました。 <p>【容量設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 <p>【単線結線図，接続図，保管場所図，アクセスルート図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>45-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	1	1	1	
2	2	2	2	
3	3	3	3	
4	4	4	4	
5	5	5	5	
6	6	6	6	
7	7	7	7	
8	8	8	8	
9	9	9	9	

45-1-1

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	

45-1-1

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉
1	圧力バウンダリ高圧時の冷却	1	圧力バウンダリ高圧時の冷却
2	圧力バウンダリ高圧時の冷却	2	圧力バウンダリ高圧時の冷却
3	圧力バウンダリ高圧時の冷却	3	圧力バウンダリ高圧時の冷却
4	圧力バウンダリ高圧時の冷却	4	圧力バウンダリ高圧時の冷却
5	圧力バウンダリ高圧時の冷却	5	圧力バウンダリ高圧時の冷却
6	圧力バウンダリ高圧時の冷却	6	圧力バウンダリ高圧時の冷却
7	圧力バウンダリ高圧時の冷却	7	圧力バウンダリ高圧時の冷却
8	圧力バウンダリ高圧時の冷却	8	圧力バウンダリ高圧時の冷却

45-1-1

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由	
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	項目	相違理由
1	原子炉格納容器	1	相違理由
2	対象外(海水を温水しない)	2	相違理由
3	【1次系FAB】中央制御室操作	3	相違理由
4	DB補設と同じ用途で使用又は代替せず	4	相違理由
5	【1次系のFAB】Bと同等構造	5	相違理由
6	中央制御室操作	6	相違理由
7	DB設備の容量等が十分	7	相違理由
8	【1次系のFAB】防止設備	8	相違理由
9	対象外(サポートなし)	9	相違理由

45-1-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	燃料取扱設備
2	燃料取扱設備
3	燃料取扱設備
4	燃料取扱設備
5	燃料取扱設備
6	燃料取扱設備
7	燃料取扱設備
8	燃料取扱設備
9	燃料取扱設備
10	燃料取扱設備
11	燃料取扱設備
12	燃料取扱設備
13	燃料取扱設備
14	燃料取扱設備
15	燃料取扱設備
16	燃料取扱設備
17	燃料取扱設備
18	燃料取扱設備
19	燃料取扱設備
20	燃料取扱設備
21	燃料取扱設備
22	燃料取扱設備
23	燃料取扱設備
24	燃料取扱設備
25	燃料取扱設備
26	燃料取扱設備
27	燃料取扱設備
28	燃料取扱設備
29	燃料取扱設備
30	燃料取扱設備
31	燃料取扱設備
32	燃料取扱設備
33	燃料取扱設備
34	燃料取扱設備
35	燃料取扱設備
36	燃料取扱設備
37	燃料取扱設備
38	燃料取扱設備
39	燃料取扱設備
40	燃料取扱設備
41	燃料取扱設備
42	燃料取扱設備
43	燃料取扱設備
44	燃料取扱設備
45	燃料取扱設備
46	燃料取扱設備
47	燃料取扱設備
48	燃料取扱設備
49	燃料取扱設備
50	燃料取扱設備
51	燃料取扱設備
52	燃料取扱設備
53	燃料取扱設備
54	燃料取扱設備
55	燃料取扱設備
56	燃料取扱設備
57	燃料取扱設備
58	燃料取扱設備
59	燃料取扱設備
60	燃料取扱設備
61	燃料取扱設備
62	燃料取扱設備
63	燃料取扱設備
64	燃料取扱設備
65	燃料取扱設備
66	燃料取扱設備
67	燃料取扱設備
68	燃料取扱設備
69	燃料取扱設備
70	燃料取扱設備
71	燃料取扱設備
72	燃料取扱設備
73	燃料取扱設備
74	燃料取扱設備
75	燃料取扱設備
76	燃料取扱設備
77	燃料取扱設備
78	燃料取扱設備
79	燃料取扱設備
80	燃料取扱設備
81	燃料取扱設備
82	燃料取扱設備
83	燃料取扱設備
84	燃料取扱設備
85	燃料取扱設備
86	燃料取扱設備
87	燃料取扱設備
88	燃料取扱設備
89	燃料取扱設備
90	燃料取扱設備
91	燃料取扱設備
92	燃料取扱設備
93	燃料取扱設備
94	燃料取扱設備
95	燃料取扱設備
96	燃料取扱設備
97	燃料取扱設備
98	燃料取扱設備
99	燃料取扱設備
100	燃料取扱設備

45-1-1

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	相違理由
1	燃料取扱設備	
2	燃料取扱設備	
3	燃料取扱設備	
4	燃料取扱設備	
5	燃料取扱設備	
6	燃料取扱設備	
7	燃料取扱設備	
8	燃料取扱設備	
9	燃料取扱設備	
10	燃料取扱設備	
11	燃料取扱設備	
12	燃料取扱設備	
13	燃料取扱設備	
14	燃料取扱設備	
15	燃料取扱設備	
16	燃料取扱設備	
17	燃料取扱設備	
18	燃料取扱設備	
19	燃料取扱設備	
20	燃料取扱設備	
21	燃料取扱設備	
22	燃料取扱設備	
23	燃料取扱設備	
24	燃料取扱設備	
25	燃料取扱設備	
26	燃料取扱設備	
27	燃料取扱設備	
28	燃料取扱設備	
29	燃料取扱設備	
30	燃料取扱設備	
31	燃料取扱設備	
32	燃料取扱設備	
33	燃料取扱設備	
34	燃料取扱設備	
35	燃料取扱設備	
36	燃料取扱設備	
37	燃料取扱設備	
38	燃料取扱設備	
39	燃料取扱設備	
40	燃料取扱設備	
41	燃料取扱設備	
42	燃料取扱設備	
43	燃料取扱設備	
44	燃料取扱設備	
45	燃料取扱設備	
46	燃料取扱設備	
47	燃料取扱設備	
48	燃料取扱設備	
49	燃料取扱設備	
50	燃料取扱設備	
51	燃料取扱設備	
52	燃料取扱設備	
53	燃料取扱設備	
54	燃料取扱設備	
55	燃料取扱設備	
56	燃料取扱設備	
57	燃料取扱設備	
58	燃料取扱設備	
59	燃料取扱設備	
60	燃料取扱設備	
61	燃料取扱設備	
62	燃料取扱設備	
63	燃料取扱設備	
64	燃料取扱設備	
65	燃料取扱設備	
66	燃料取扱設備	
67	燃料取扱設備	
68	燃料取扱設備	
69	燃料取扱設備	
70	燃料取扱設備	
71	燃料取扱設備	
72	燃料取扱設備	
73	燃料取扱設備	
74	燃料取扱設備	
75	燃料取扱設備	
76	燃料取扱設備	
77	燃料取扱設備	
78	燃料取扱設備	
79	燃料取扱設備	
80	燃料取扱設備	
81	燃料取扱設備	
82	燃料取扱設備	
83	燃料取扱設備	
84	燃料取扱設備	
85	燃料取扱設備	
86	燃料取扱設備	
87	燃料取扱設備	
88	燃料取扱設備	
89	燃料取扱設備	
90	燃料取扱設備	
91	燃料取扱設備	
92	燃料取扱設備	
93	燃料取扱設備	
94	燃料取扱設備	
95	燃料取扱設備	
96	燃料取扱設備	
97	燃料取扱設備	
98	燃料取扱設備	
99	燃料取扱設備	
100	燃料取扱設備	

45-1-3

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	緊急停止時の冷却材循環確保
2	緊急停止時の冷却材循環確保
3	緊急停止時の冷却材循環確保
4	緊急停止時の冷却材循環確保
5	緊急停止時の冷却材循環確保
6	緊急停止時の冷却材循環確保
7	緊急停止時の冷却材循環確保
8	緊急停止時の冷却材循環確保
9	緊急停止時の冷却材循環確保

45-1-1

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	相違理由
1	緊急停止時の冷却材循環確保	
2	緊急停止時の冷却材循環確保	
3	緊急停止時の冷却材循環確保	
4	緊急停止時の冷却材循環確保	
5	緊急停止時の冷却材循環確保	
6	緊急停止時の冷却材循環確保	
7	緊急停止時の冷却材循環確保	
8	緊急停止時の冷却材循環確保	
9	緊急停止時の冷却材循環確保	

45-1-4

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

45-1-1

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	相違理由
1	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-5

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
9	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

45-1-1

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	相違理由
1	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-6

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
9	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

45-1-1

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	相違理由
1	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-7

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																					
	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 15%;">項目名</th> <th style="width: 55%;">内容</th> <th style="width: 10%;">類型 化区分</th> <th style="width: 15%;">関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="4">第1号</td> <td>① 設備温度・温度設定力/屋外の天候/自然環境 質量</td> <td>C/D以外の屋内/その他 (原子炉建屋)</td> <td>B d</td> <td>① (補足説明資料)45-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>② 海水</td> <td>対象外(海水を漏水しない) (機密が漏れない)</td> <td>/</td> <td>[補足説明資料]45-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>③ 電磁波からの影響</td> <td>対象外 (周辺機器等からの電磁波により機密を生じおそれがない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>対象外 (操作不要)</td> <td>/</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>試験・検証 稼働性・系統構成/外部入力</td> <td>電路 (機能・性能及び補えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (注:蓄電容量及び有効水量の確認が可能)</td> <td>F</td> <td>③ (補足説明資料)45-3 試験・検査 説明資料</td> </tr> <tr> <td>④ 切り替え性</td> <td>【1次系FAE】 DB組設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB組設と同じ系統構成で使用)</td> <td>B b</td> <td>④ (補足説明資料)45-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td rowspan="2">第4号</td> <td>⑤ 系統設計</td> <td>【1次系の別品】 Bと同等系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同じ系統構成)</td> <td>A d</td> <td>⑤ (補足説明資料)45-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>設置設計</td> <td>地震、風水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他(建築物)</td> <td>対象外</td> <td>/</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>⑥ 設置場所</td> <td>対象外 (操作不要)</td> <td>/</td> <td>⑥ -</td> </tr> <tr> <td>⑦ 常設品の容量</td> <td>対象外(流路)</td> <td>/</td> <td>⑦ -</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>⑧ 共用の禁止</td> <td>(共用しない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>⑧ 環境条件、自然現象、外部入力(地震、風水、火災)</td> <td>防止設備/共通要因の考慮対象設備なし</td> <td>/</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑨ サポート系設備</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td>/</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	内容	類型 化区分	関連資料	第1項	第1号	① 設備温度・温度設定力/屋外の天候/自然環境 質量	C/D以外の屋内/その他 (原子炉建屋)	B d	① (補足説明資料)45-2 配置図	② 海水	対象外(海水を漏水しない) (機密が漏れない)	/	[補足説明資料]45-4 系統図	③ 電磁波からの影響	対象外 (周辺機器等からの電磁波により機密を生じおそれがない)	-	-	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	第2項	試験・検証 稼働性・系統構成/外部入力	電路 (機能・性能及び補えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (注:蓄電容量及び有効水量の確認が可能)	F	③ (補足説明資料)45-3 試験・検査 説明資料	④ 切り替え性	【1次系FAE】 DB組設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB組設と同じ系統構成で使用)	B b	④ (補足説明資料)45-4 系統図	第3項	第4号	⑤ 系統設計	【1次系の別品】 Bと同等系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同じ系統構成)	A d	⑤ (補足説明資料)45-4 系統図	設置設計	地震、風水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	その他(建築物)	対象外	/	-	第4項	⑥ 設置場所	対象外 (操作不要)	/	⑥ -	⑦ 常設品の容量	対象外(流路)	/	⑦ -	第5項	⑧ 共用の禁止	(共用しない)	-	-	第6項	⑧ 環境条件、自然現象、外部入力(地震、風水、火災)	防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-	⑨ サポート系設備	対象外(サポート系なし)	/	-	<p>【設備の相違】(本表比較表より転記)</p> <p>・ほうれん草タンク(BIT)の設置有無による比較対象なし</p> <p>比較対象のプラント(高圧3/4号炉、川内1/2号炉等)では、主熱交換機断(過冷却事象)に対する対応として、高濃度のほうれん草水を保有するほうれん草タンクをポンプ付仕掛け設置している。大飯3/4号炉/高圧(伊方3号炉、高圧3/4号炉)、燃料冷却用水タンクのほうれん草水で充分な未飽和性(濃縮)可能であることからBITを併設しているが、泊3号炉では、得知のみの運用に柔軟性をもたせるため、高圧3/4号炉、川内1/2号炉等と同様にBITを設置している。</p>
項目	項目名	内容	類型 化区分	関連資料																																																																			
第1項	第1号	① 設備温度・温度設定力/屋外の天候/自然環境 質量	C/D以外の屋内/その他 (原子炉建屋)	B d	① (補足説明資料)45-2 配置図																																																																		
		② 海水	対象外(海水を漏水しない) (機密が漏れない)	/	[補足説明資料]45-4 系統図																																																																		
		③ 電磁波からの影響	対象外 (周辺機器等からの電磁波により機密を生じおそれがない)	-	-																																																																		
		操作性	対象外 (操作不要)	/	-																																																																		
	第2項	試験・検証 稼働性・系統構成/外部入力	電路 (機能・性能及び補えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (注:蓄電容量及び有効水量の確認が可能)	F	③ (補足説明資料)45-3 試験・検査 説明資料																																																																		
		④ 切り替え性	【1次系FAE】 DB組設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB組設と同じ系統構成で使用)	B b	④ (補足説明資料)45-4 系統図																																																																		
	第3項	第4号	⑤ 系統設計	【1次系の別品】 Bと同等系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同じ系統構成)	A d	⑤ (補足説明資料)45-4 系統図																																																																	
			設置設計	地震、風水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-																																																																	
		その他(建築物)	対象外	/	-																																																																		
	第4項	⑥ 設置場所	対象外 (操作不要)	/	⑥ -																																																																		
⑦ 常設品の容量		対象外(流路)	/	⑦ -																																																																			
第5項	⑧ 共用の禁止	(共用しない)	-	-																																																																			
	第6項	⑧ 環境条件、自然現象、外部入力(地震、風水、火災)	防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	/	-																																																																		
		⑨ サポート系設備	対象外(サポート系なし)	/	-																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-2

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-9

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	緊急停止時の冷却	2	緊急停止時の冷却	
2	緊急停止時の冷却	3	緊急停止時の冷却	
3	緊急停止時の冷却	4	緊急停止時の冷却	
4	緊急停止時の冷却	5	緊急停止時の冷却	
5	緊急停止時の冷却	6	緊急停止時の冷却	
6	緊急停止時の冷却	7	緊急停止時の冷却	
7	緊急停止時の冷却	8	緊急停止時の冷却	
8	緊急停止時の冷却	9	緊急停止時の冷却	

45-1-1

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉	
1	緊急停止時の冷却	
2	緊急停止時の冷却	
3	緊急停止時の冷却	
4	緊急停止時の冷却	
5	緊急停止時の冷却	
6	緊急停止時の冷却	
7	緊急停止時の冷却	
8	緊急停止時の冷却	
9	緊急停止時の冷却	

45-1-11

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
1	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	2	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	3	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	4	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	5	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	6	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	7	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	8	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-2

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	運転員が緊急時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

45-1-12

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	補助給水ピット	2	補助給水ピット	
3	補助給水ピット	3	補助給水ピット	
4	補助給水ピット	4	補助給水ピット	
5	補助給水ピット	5	補助給水ピット	
6	補助給水ピット	6	補助給水ピット	
7	補助給水ピット	7	補助給水ピット	
8	補助給水ピット	8	補助給水ピット	

45-1-2

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	補助給水ピット	
2	補助給水ピット	
3	補助給水ピット	
4	補助給水ピット	
5	補助給水ピット	
6	補助給水ピット	
7	補助給水ピット	
8	補助給水ピット	
9	補助給水ピット	

45-1-13

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	1	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
2	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	2	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
3	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	3	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
4	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	4	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
5	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	5	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
6	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	6	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
7	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	7	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
8	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	8	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	

45-1-2

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
2	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
3	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
4	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
5	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
6	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
7	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
8	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	
9	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	

45-1-15

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
1	1	1	1	
2	2	2	2	
3	3	3	3	
4	4	4	4	
5	5	5	5	
6	6	6	6	
7	7	7	7	
8	8	8	8	

45-1-2

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	主蒸気管 原子炉格納容器 C/D以外の圧力その他 (原子炉格納容器) (有効に機能を発揮する)	相違資料 ① [補足説明資料]45-2 配置図
2	海水 対象外(海水を海水しない) (機密が漏れられない)	[補足説明資料]45-4 系統図
3	操作性 対象外 (操作不要)	②
4	切り替え性 【S/G2次側による冷却】 DB補設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	④ [補足説明資料]45-4 系統図
5	系統設計 【S/G2次側による冷却】 図と同等系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	⑤ [補足説明資料]45-4 系統図
6	設置場所 地震、洪水、火災、外からの衝撃の影響を及ぼさない	⑥
7	管線間の衝突 対象外(管路)	⑦
8	共用の禁止 (共用しない)	⑧
9	保守・点検 【S/G2次側による冷却】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	⑨

45-1-16

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
1	1	1	1	
2	2	2	2	
3	3	3	3	
4	4	4	4	
5	5	5	5	
6	6	6	6	
7	7	7	7	
8	8	8	8	

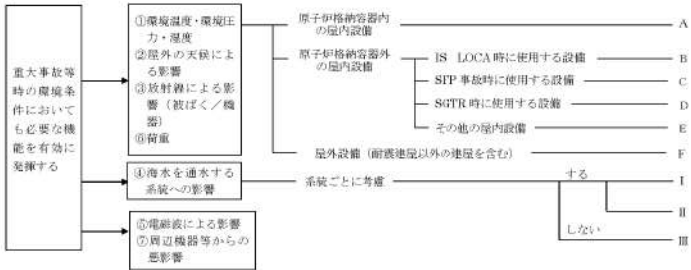
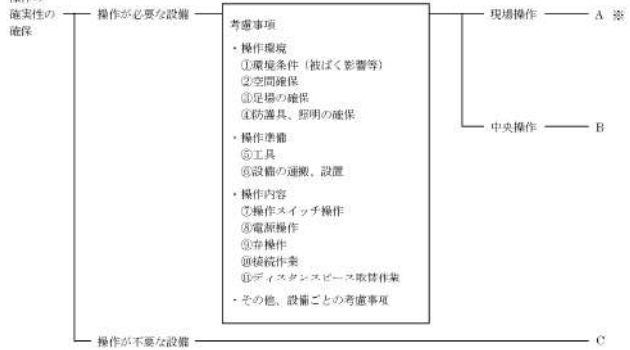
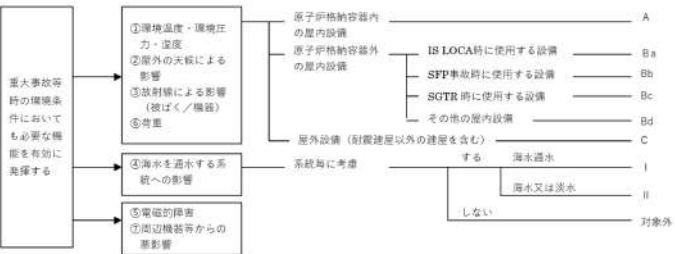

45-1-2

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	

45-1-17

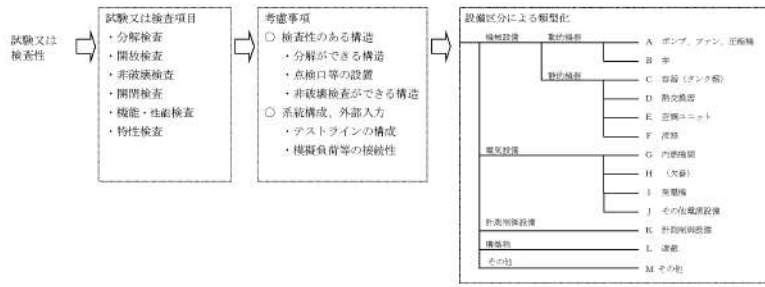

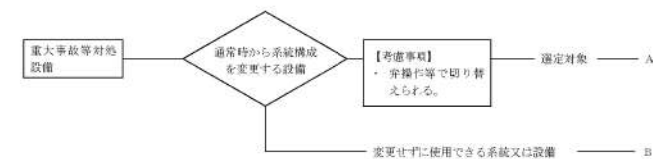
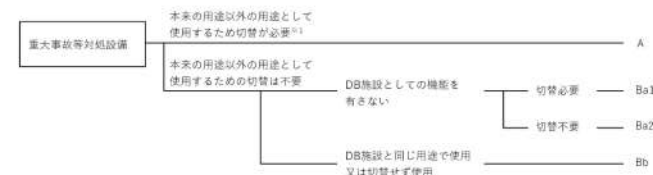
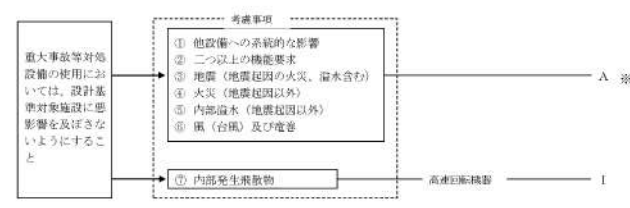
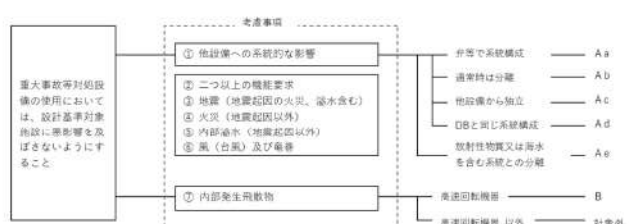
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①海水を通水する系統については、Ⅰ：通常時に海水を通水する系統、Ⅱ：淡水又は海水から選択できる系統、Ⅲ：海水を通水しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A①、A②、A③、A④等)</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。(例：A①、A②等)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

泊発電所3号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

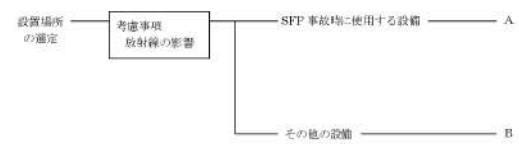
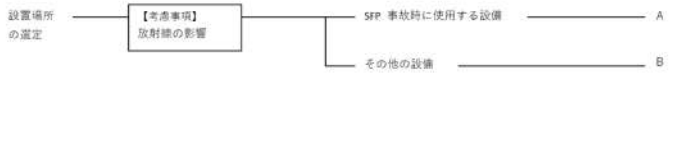

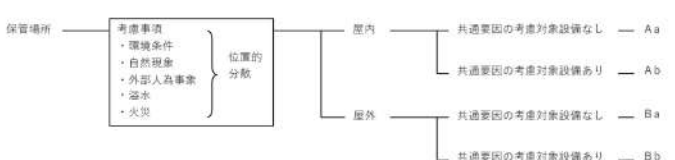
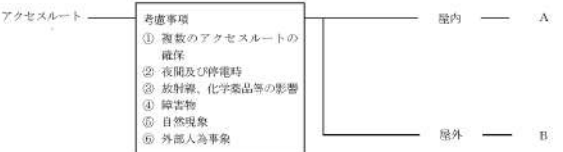

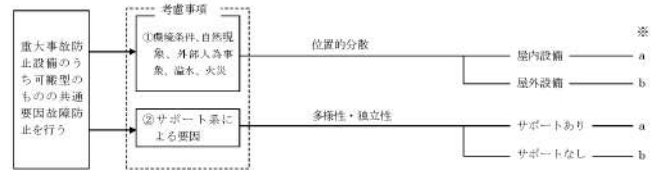
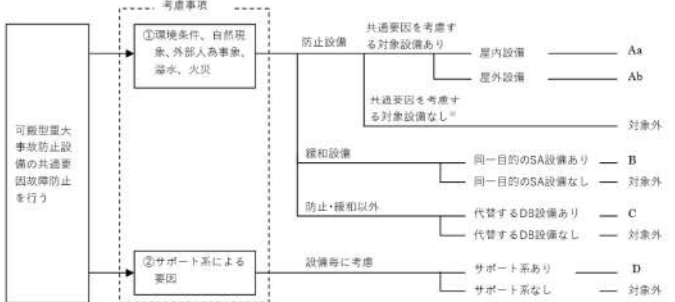
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B ①、②以外 — C <p>予備数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 <ul style="list-style-type: none"> ④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるか プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b ④、⑤以外 — c 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B ①、②以外 — C <p>予備数量もきめて設計方針とする。</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 <ul style="list-style-type: none"> ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 ケーブル <ul style="list-style-type: none"> コネクタ接続 — A より簡便な接続規格等による接続 — C 配管 <ul style="list-style-type: none"> ボルト締フランジ接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C その他の措置 — D 接続なし — E 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 <ul style="list-style-type: none"> ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 ケーブル <ul style="list-style-type: none"> 母線供給 <ul style="list-style-type: none"> 端子のボルト・ネジによる接続 — A 通信・計装各設備電源 専用の接続方法による接続 — D 小・空気配管 <ul style="list-style-type: none"> 大口径等 <ul style="list-style-type: none"> ボルト締フランジ接続 — B 小口径等 <ul style="list-style-type: none"> より簡便な接続規格等による接続 — C 油配管、計装付属配管 <ul style="list-style-type: none"> 専用の接続方法による接続 — D 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・放射線による影響因子 ・漏水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象 水・電力 <ul style="list-style-type: none"> 屋内（壁面含む） — A 屋内及び屋外 — B その他（空気） — C 接続箇所なし — D 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・接続条件 ・漏水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象 水・電力 <ul style="list-style-type: none"> 屋内（壁面含む） — A その他（空気） — 対象外 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">45-2 配置図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">45-2 配置図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>凡例</p> <p>：設計基準対象施設</p> <p>：重大事故等対処設備</p> </div>	<p>・設備の相違、配置箇所 の相違により、比較対象資料は一致せず。</p> <p>・SA 基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし(以降、配置図において相違理由省略)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 220 987 1329" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="443 1337 801 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 特別の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="913 1342 976 1361" style="text-align: right;">45-2-2</div>	<div data-bbox="1144 284 1859 1257" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 1289 1733 1308" style="text-align: center;"> <p>図45-2-1 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード）</p> </div> <div data-bbox="1485 1369 1541 1388" style="text-align: center;">45-2-1</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

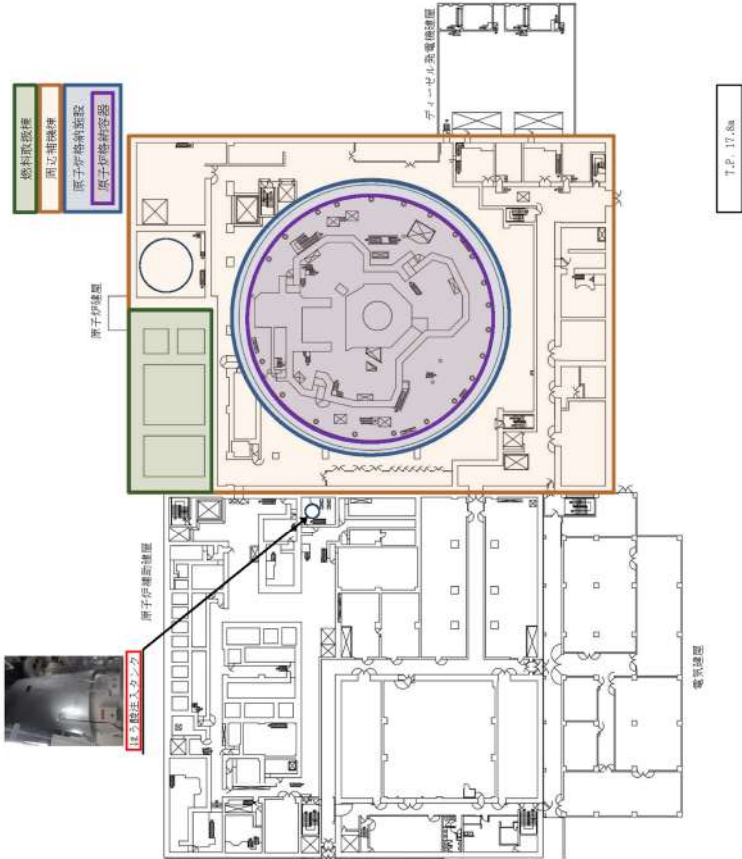
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="206 220 987 1329" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="421 1332 786 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠内は範囲は厳密に保る事象ですので公開することはできません </div> <div data-bbox="913 1337 981 1361" style="text-align: right;">45-2-3</div>	<div data-bbox="1144 277 1877 1267" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 1284 1736 1308" style="text-align: center;"> 図45-2-2 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード） </div> <div data-bbox="1480 1364 1541 1388" style="text-align: center;">45-2-2</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="201 215 996 1332" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="436 1332 795 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 取囲みの範囲は概略に係る事項ですので公開することはできません </div> <div data-bbox="907 1332 974 1364" style="text-align: right;">45-2-5</div>	<div data-bbox="1120 239 1904 1125" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1288 1284 1713 1316" style="text-align: center;"> 図45-2-4 配置図（蒸気発生器2次側からの除熱） </div> <div data-bbox="1467 1364 1534 1396" style="text-align: center;">45-2-4</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p data-bbox="1272 1284 1736 1308">図 45-2-5 配置図 (1 次冷却系のフィードアンドブリード)</p> <p data-bbox="1482 1364 1541 1388">45-2-5</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 220 990 1331" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="398 1337 763 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 図面みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="913 1337 976 1361" style="text-align: right;">45-2-6</div>	<div data-bbox="1128 268 1883 1241" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1301 1286 1704 1310" style="text-align: center;"> 図45-2-7 配置図（蒸気発生器2次側からの除熱） </div> <div data-bbox="1480 1366 1541 1390" style="text-align: center;">45-2-7</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 220 992 1331" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="405 1334 768 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 伊原の範囲は秘密に関する事項であり公開することができません </div> <div data-bbox="913 1340 976 1362" style="text-align: right;">45-2-8</div>	<div data-bbox="1115 300 1832 1216" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 1289 1733 1311" style="text-align: center;"> 図45-2-8 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード） </div> <div data-bbox="1482 1369 1541 1391" style="text-align: center;">45-2-8</div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>45-3 試験・検査説明資料</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-114</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-11</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 229 992 1310" style="border: 2px solid black; height: 677px; width: 345px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="371 1321 837 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1149 285 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 322px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-115</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-12</p> <p style="text-align: right;">試原-17</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 231 1003 1311" style="border: 2px solid black; height: 677px; width: 340px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="383 1326 848 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1151 285 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 322px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：O3-16-116</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：HT3-13</p> <p style="text-align: right;">試原-19</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 215 992 1316" style="border: 2px solid black; height: 690px; width: 337px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="358 1332 824 1359" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1151 284 1877 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1324 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名	実地版(機器名)	試験及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は制度	検査名	検査適用する試験設備(注)	
C:高気圧生蒸器	圧力管	1.非破壊試験	高	20M	高気圧生蒸器圧力管材料検査	○中核試験設備	
	3.3B2本	1.開閉点検	高	13M	1.一次系部交換器検査		
	2.2次側	2.開閉点検	高	13M			
	マンホール	3.開閉点検 (スラッジランジグ)	高	13M			
	マンホール	4.開閉点検 (ガスケット取替也)	高	13M			
	D:高気圧蒸器	圧力管	1.非破壊試験	高	20M		高気圧生蒸器圧力管材料検査
		3.3B2本	1.開閉点検	高	13M		1.一次系部交換器検査
		2.2次側	2.開閉点検	高	13M		
		マンホール	3.開閉点検 (スラッジランジグ)	高	13M		
	加圧器	3階 RC-065 3V-RC-065 3V-RC-067	1.開閉点検 (ガスケット取替也)	高	13M		
2.開閉点検			高	13M			
3.開閉点検 (スラッジランジグ)			高	13M			
1.開閉点検			高	1F	加圧器安全弁機能検査		
2.追加い試験			高	B	加圧器安全弁添えい検査		
3.分解点検			高	13M	加圧器安全弁分解検査		
加圧器追加し弁			1.機能・性能試験 (駆動側兼も)	高	1F	加圧器追加し弁機能検査	
			2.追加い試験	高	1F	加圧器追加し弁添えい検査	
加圧器追加し弁駆動部			1.分解点検	高	20M	加圧器追加し弁分解検査	
			2.分解点検	高	20M		
加圧器追加し弁	3階 RC-065 3V-RC-065 3V-RC-067	1.機能・性能試験 (特性点検)	高	13M			
		2.追加い試験	高	B	加圧器追加し弁機能検査		
加圧器追加し弁駆動部	3階 RC-065 3V-RC-065 3V-RC-067	1.機能・性能試験 (駆動側兼も)	高	1F	加圧器追加し弁機能検査		
		2.追加い試験	高	1F	加圧器追加し弁添えい検査		
加圧器追加し弁駆動部	3階 RC-065 3V-RC-065 3V-RC-067	1.分解点検	高	20M	加圧器追加し弁分解検査		
		2.分解点検 (特性点検)	高	20M			

別紙1-6

試験-29

比較のため前項より転記

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：O3-16-110</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：HT3-6</p> <p style="text-align: right;">試-原-30</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="472 1369 929 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1149 288 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 321px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1285 1326 1727 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編] 要領書番号：O3-16-326</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 193 1012 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-120</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-27</p> <p style="text-align: right;">試原-44</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-28</p> <p style="text-align: right;">試原-46</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 191 1012 1364" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 374px;"></div> <div data-bbox="481 1369 929 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 287 1868 1308" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 322px;"></div> <div data-bbox="1258 1327 1702 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉					
機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	保全方式	検査名
蒸気タービン [その他設備]	3A 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	52M	2次系容器検査
	3B 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	52M	2次系容器検査
	3C 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	52M	2次系容器検査
	3A 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	130M	2次系容器検査
	3B 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	130M	2次系容器検査
	3C 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	130M	2次系容器検査
	3D 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	130M	2次系容器検査
	3E 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	130M	2次系容器検査
	3F 凝水ろ過器	1. 開閉点検	高	130M	2次系容器検査
	3 凝水ポンプ	1. 外観点検	高	1F	
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 5分検点検 2. 2分検点検	高 低	13M~150M 13M~130M	蒸気タービン開閉検査 一部BM添り
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 開閉点検	高	13M	蒸気タービン開閉検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 非破壊試験	高	10Y	蒸気タービン開閉検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 外観点検	高	10Y	蒸気タービン開閉検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 非破壊試験	高・低	開閉管理用計測による	蒸気タービン開閉検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 駆動装置点検	高	1F	蒸気タービン駆動検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 負荷点検	高	1F	総合負荷試験検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 駆動・制御試験	高・低	B	2次系安全弁検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 2分検点検	高	13M~260M	2次系弁検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	3. 3分検点検	低	30M~200M	2次系弁検査
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	4. 除濁点検 (グラントバッキン取替)	高・低	52M~130M	
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 駆動・制御試験	高・低	B	2次系弁検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 2分検点検	高・低	52M~182M	有効性評価No. 3の反映
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	3. 3分検点検	高・低	13M~182M	

泊発電所3号炉					
機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	保全方式	検査名
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 5分検点検 2. 2分検点検	高 低	13M~150M 13M~130M	蒸気タービン開閉検査 一部BM添り
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 開閉点検	高	13M	蒸気タービン開閉検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 非破壊試験	高	10Y	蒸気タービン開閉検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 外観点検	高	10Y	蒸気タービン開閉検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 非破壊試験	高・低	開閉管理用計測による	蒸気タービン開閉検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 駆動装置点検	高	1F	蒸気タービン駆動検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 負荷点検	高	1F	総合負荷試験検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 駆動・制御試験	高・低	B	2次系安全弁検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 2分検点検	高	13M~260M	2次系弁検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	3. 3分検点検	低	30M~200M	2次系弁検査
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	4. 除濁点検 (グラントバッキン取替)	高・低	52M~130M	
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 駆動・制御試験	高・低	B	2次系弁検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 2分検点検	高・低	52M~182M	有効性評価No. 3の反映
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	3. 3分検点検	高・低	13M~182M	

別紙1-30(3)

機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	保全方式	検査名
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 5分検点検 2. 2分検点検	高 低	13M~150M 13M~130M	蒸気タービン開閉検査 一部BM添り
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 開閉点検	高	13M	蒸気タービン開閉検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 非破壊試験	高	10Y	蒸気タービン開閉検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 外観点検	高	10Y	蒸気タービン開閉検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 非破壊試験	高・低	開閉管理用計測による	蒸気タービン開閉検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 駆動装置点検	高	1F	蒸気タービン駆動検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 負荷点検	高	1F	総合負荷試験検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 駆動・制御試験	高・低	B	2次系安全弁検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 2分検点検	高	13M~260M	2次系弁検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	3. 3分検点検	低	30M~200M	2次系弁検査
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	4. 除濁点検 (グラントバッキン取替)	高・低	52M~130M	
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	1. 駆動・制御試験	高・低	B	2次系弁検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	2. 2分検点検	高・低	52M~182M	有効性評価No. 3の反映
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する凝水ポンプ及び貯水容器並びに除水装置)等	3. 3分検点検	高・低	13M~182M	

別紙1-30

試原-56

相違理由

保全計画の相違

- 対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違ない。
- 設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違ない。
- 定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書検査成績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1160 284 1861 1278" style="border: 2px solid black; height: 623px; width: 313px;"></div> <div data-bbox="1429 1283 1854 1311" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1146 290 1870 1316" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1422 1321 1870 1348" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査項目 (○印は適用する設備診断技術)
白霧/高圧冷却水循環器	白霧/高圧冷却水循環器	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	2次系系交換器検査
タービン駆動冷却水ポンプ	タービン駆動冷却水ポンプ・電動機	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	2次系系交換器検査
高気タービン (高気タービンに附属する 蒸気タービン及び冷却水設備 並びに給水配管設備)	給水、復水素 補助給水素 A 電動補助給水ポンプ・電動機	1.開閉・性能試験 (ポンプ・電動機含む) 2.非破壊試験 (ポンプ・電動機含む) 3.漏えい試験 (ポンプ・電動機含む) 4.防振点検 (潤滑油入替他) 5.防振点検 (電動機)	高 高 高 高 高	高気タービン附属設備検査 補助給水素駆動検査 補助給水素ポンプ分解検査 (機器診断-3M)
	B 電動補助給水ポンプ・電動機	1.開閉点検 (ポンプ) 2.非破壊試験 (電動機)	高 高	補助給水素ポンプ分解検査 (機器診断-3M)
	タービン駆動冷却水ポンプ・タービン	1.開閉・性能試験 (タービン)	高	タービン駆動冷却水ポンプ分解検査 (機器診断-3M)
	Aタービン駆動冷却水ポンプ・タービン	3.防振点検 (ストローマン吊掛) (タービン)	高 高	2次系ポンプ分解検査 2次系ポンプ分解検査
	Bタービン駆動冷却水ポンプ・タービン	2.非破壊試験 (ポンプ) 3.防振点検 (タービン)	高 高	2次系ポンプ分解検査 2次系ポンプ分解検査

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査項目 (○印は適用する設備診断技術)
タービン駆動冷却水ポンプ	タービン駆動冷却水ポンプ	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	2次系系交換器検査
高気タービン (高気タービンに附属する 蒸気タービン及び冷却水設備 並びに給水配管設備)	給水、復水素 補助給水素 A 電動補助給水ポンプ・電動機	1.開閉・性能試験 (ポンプ・電動機含む) 2.非破壊試験 (ポンプ・電動機含む) 3.漏えい試験 (ポンプ・電動機含む) 4.防振点検 (潤滑油入替他) 5.防振点検 (電動機)	高 高 高 高 高	高気タービン附属設備検査 補助給水素駆動検査 補助給水素ポンプ分解検査 (機器診断-3M)
	B 電動補助給水ポンプ・電動機	1.開閉点検 (ポンプ) 2.非破壊試験 (電動機)	高 高	補助給水素ポンプ分解検査 (機器診断-3M)
	タービン駆動冷却水ポンプ・タービン	1.開閉・性能試験 (タービン)	高	タービン駆動冷却水ポンプ分解検査 (機器診断-3M)
	Aタービン駆動冷却水ポンプ・タービン	3.防振点検 (ストローマン吊掛) (タービン)	高 高	2次系ポンプ分解検査 2次系ポンプ分解検査
	Bタービン駆動冷却水ポンプ・タービン	2.非破壊試験 (ポンプ) 3.防振点検 (タービン)	高 高	2次系ポンプ分解検査 2次系ポンプ分解検査

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（1/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-60</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1012 1364" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 374px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 322px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-16-131</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 194 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 287 1870 1311" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1327 1706 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違</p> <p>・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（2/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試原-66</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1149 288 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 323px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 蒸気タービンの附属設備 検 査 名：2次系ポンプ機能検査 要領書番号：O3-13-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 蒸気タービン 検 査 名：2次系ポンプ機能検査 要領書番号：HT3-121</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1151 288 1861 1230" style="border: 2px solid black; height: 590px; width: 317px;"></div> <div data-bbox="1424 1241 1861 1270" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違がない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 （蒸気タービンの附属設備） 検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-24</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 （蒸気タービン附属設備） 検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-24</p> <p style="text-align: right;">試原-62</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1146 288 1870 1313" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1279 1342 1720 1366" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1294 1361 1738 1382" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は名称	実称(機種名)	点検及び点検の項目	保守の重要度又は頻度	保守方式	検査名	備考 (1)内は適用する設備修理工務)
冷却又は蒸気系	白銅ア翼圧縮機	1.開点検	高	130M	2次系高圧換熱装置	
		2.非電機点検	高	130M		
		3.開えい点検	高	130M		
		1.開点検	高	65M	2次系高圧換熱装置	
		2.非電機点検	高	130M		
		3.開えい点検	高	65M		
		4.開点検	高	1F	蒸気タービン潤滑油循環装置	
		5.非電機点検	高	1F	補助給水系統検査	
		6.開点検	高	35M	補助給水ポンプ分解検査	(点検箇所:35M)
		7.非電機点検	高	75M		
タービン駆動補助給水ポンプ	タービン駆動補助給水ポンプ	1.開点検	高	28M		
		2.非電機点検	高	28M		
		3.開点検	高	28M		
		4.開点検	高	26M		
		5.非電機点検	高	26M		
		6.開点検	高	B	2次系ポンプ機能検査	(点検箇所:3M)
		7.非電機点検	高	53M	補助給水ポンプ分解検査	
		8.開点検	高	26M		
		9.非電機点検	高	B	2次系ポンプ機能検査	
		10.開点検	高	53M	2次系ポンプ分解検査	

泊発電所3号炉

別紙-1 (2/2)

機器又は名称	実称(機種名)	点検及び点検の項目	保守の重要度又は頻度	保守方式	検査名	備考 (1)内は適用する設備修理工務)
タービン駆動補助給水ポンプ	タービン駆動補助給水ポンプ	1.開点検	高	1C	2次系高圧換熱装置	
		2.非電機点検	高	2.2M	120.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 2.2M (点検箇所:1))
		3.開点検	高	2.2M	120.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 2.2M (点検箇所:1))
		4.開点検	高	1.3M	120.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 1.3M (点検箇所:1))
		5.非電機点検	高	6.0M	120.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 6.0M (点検箇所:1))
		6.開点検	高	1.9M	120.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 1.9M (点検箇所:1))
		7.非電機点検	高	9.9M	120.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 9.9M (点検箇所:1))
		8.開点検	高	1.3M	120.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 1.3M (点検箇所:1))
		9.非電機点検	高	9.9M	120.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 9.9M (点検箇所:1))
		10.開点検	高	7.9M	120.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 7.9M (点検箇所:1))
タービン駆動補助給水ポンプ	タービン駆動補助給水ポンプ	1.開点検	高	1C	2次系高圧換熱装置	
		2.非電機点検	高	2.2M	121.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 2.2M (点検箇所:1))
		3.開点検	高	2.2M	121.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 2.2M (点検箇所:1))
		4.開点検	高	1.3M	121.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 1.3M (点検箇所:1))
		5.非電機点検	高	6.0M	121.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 6.0M (点検箇所:1))
		6.開点検	高	1.9M	121.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 1.9M (点検箇所:1))
		7.非電機点検	高	9.9M	121.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 9.9M (点検箇所:1))
		8.開点検	高	1.3M	121.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 1.3M (点検箇所:1))
		9.非電機点検	高	9.9M	121.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 9.9M (点検箇所:1))
		10.開点検	高	7.9M	121.2次系ポンプ分解検査	(点検箇所: 7.9M (点検箇所:1))

別紙1-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（2/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 268 958 1315" style="border: 2px solid black; height: 656px; width: 320px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="376 1321 806 1343" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 322px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1327 1702 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 276 981 1342" style="border: 2px solid black; height: 668px; width: 345px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1149 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1347" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	実名称(機器名)	試験及び試験の項目	安全の重要性	保安方式又は制度	検査名	検査用となる試験設備(注)
日余熱除去ポンプ、電動機	日余熱除去ポンプ、電動機	1.運転・性能試験	高	日*	1次系ポンプ運転検査	日*ポンプまたは運転風の分相試験(分相試験)
		2.分解点検	高	78M	非常用炉心冷却系ポンプ分相検査	
		3.分解点検	高	91M		
		4.分解点検	高	98M		
		5.分解点検	高	26M		
		6.分解点検	高	28M		
		7.分解点検	高	130M		
		8.分解点検	高	130M		
		9.分解点検	高	130M		
		10.分解点検	高	130M		
		11.分解点検	高	130M		
		12.分解点検	高	130M		
A系熱除去冷却器	他注入系主要弁	1.開閉点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分相検査	
		2.非破壊試験	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分相検査	
		3.漏えい試験	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分相検査	
日余熱除去冷却器	日余熱除去冷却器	1.開閉点検	高	130M	1次系部交換器検査	
		2.非破壊試験	高	130M	1次系部交換器検査	
		3.漏えい試験	高	130M	1次系部交換器検査	
原子炉冷却系格納箱(系源除圧装置) [1式] その他の弁	原子炉冷却系格納箱(系源除圧装置) [1式] その他の弁	1.運転・性能試験	高・低	日	1次系弁検査 1次系弁弁体検査 1次系弁設置	
		2.分解点検	高	52M~260M		
		3.分解点検	低	130M		
		4.分解点検	高・低	85M~130M		

泊発電所3号炉

機器又は系統名	実名称(機器名)	試験及び試験の項目	安全の重要性	保安方式又は制度	検査名	検査用となる試験設備(注)
日余熱除去ポンプ、電動機	日余熱除去ポンプ、電動機	1.運転・性能試験	高	日*	1次系ポンプ運転検査	日*ポンプまたは運転風の分相試験(分相試験)
		2.分解点検	高	78M	非常用炉心冷却系ポンプ分相検査	
		3.分解点検	高	91M		
		4.分解点検	高	98M		
		5.分解点検	高	26M		
		6.分解点検	高	28M		
		7.分解点検	高	130M		
		8.分解点検	高	130M		
		9.分解点検	高	130M		
		10.分解点検	高	130M		
		11.分解点検	高	130M		
		12.分解点検	高	130M		
A系熱除去冷却器	他注入系主要弁	1.開閉点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分相検査	
		2.非破壊試験	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分相検査	
		3.漏えい試験	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分相検査	
日余熱除去冷却器	日余熱除去冷却器	1.開閉点検	高	130M	1次系部交換器検査	
		2.非破壊試験	高	130M	1次系部交換器検査	
		3.漏えい試験	高	130M	1次系部交換器検査	
原子炉冷却系格納箱(系源除圧装置) [1式] その他の弁	原子炉冷却系格納箱(系源除圧装置) [1式] その他の弁	1.運転・性能試験	高・低	日	1次系弁検査 1次系弁弁体検査 1次系弁設置	
		2.分解点検	高	52M~260M		
		3.分解点検	低	130M		
		4.分解点検	高・低	85M~130M		

別紙-1 (3/30)

別紙(別紙) 3号炉 系統別

機器又は系統名	実名称(機器名)	試験及び試験の項目	安全の重要性	保安方式又は制度	検査名	検査用となる試験設備(注)
日余熱除去ポンプ、電動機	日余熱除去ポンプ、電動機	1.運転・性能試験	高	日*	1次系ポンプ運転検査	日*ポンプまたは運転風の分相試験(分相試験)
		2.分解点検	高	78M	非常用炉心冷却系ポンプ分相検査	
		3.分解点検	高	91M		
		4.分解点検	高	98M		
		5.分解点検	高	26M		
		6.分解点検	高	28M		
		7.分解点検	高	130M		
		8.分解点検	高	130M		
		9.分解点検	高	130M		
		10.分解点検	高	130M		
		11.分解点検	高	130M		
		12.分解点検	高	130M		
A系熱除去冷却器	他注入系主要弁	1.開閉点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分相検査	
		2.非破壊試験	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分相検査	
		3.漏えい試験	高	130M	非常用炉心冷却系主要弁分相検査	
日余熱除去冷却器	日余熱除去冷却器	1.開閉点検	高	130M	1次系部交換器検査	
		2.非破壊試験	高	130M	1次系部交換器検査	
		3.漏えい試験	高	130M	1次系部交換器検査	
原子炉冷却系格納箱(系源除圧装置) [1式] その他の弁	原子炉冷却系格納箱(系源除圧装置) [1式] その他の弁	1.運転・性能試験	高・低	日	1次系弁検査 1次系弁弁体検査 1次系弁設置	
		2.分解点検	高	52M~260M		
		3.分解点検	低	130M		
		4.分解点検	高・低	85M~130M		

別紙1-11

試原-71

比較のため前項より転記

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 計測制御系統施設 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 検査名：1次系ポンプ機能検査(1/2) [原子炉編] 要領書番号：03-16-319</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 燃料設備 検査名：1次系ポンプ機能検査 要領書番号：HT3-83</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; width: fit-content;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div style="border: 2px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; width: fit-content;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違がない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：HT3-16</p> <p style="text-align: right;">試原-72</p> <p style="text-align: center;">prefix-3-PAGE</p>	<p>保全計画の相違</p> <p>・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1153 279 1863 1289" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1422 1297 1863 1321" style="font-size: small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>保全計画の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統施設 検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-15-16</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-17</p> <p style="text-align: right;">試-原-74</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1149 284 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1261 1321 1709 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実地版(機器名)	試験及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する試験設備注1) 日・ボンプ等には運転班の分限点検にあわせて実施(運転診断-3M)
日条熱除去ポンプ、電動機		絶縁・性能試験 1. 絶縁点検 2. 分解点検 (ポンプ) 3. 分解点検 (電動機) 4. 絶縁抵抗試験 (ポンプ) 5. 絶縁抵抗試験 (電動機) 6. 絶縁抵抗試験 (ポンプ)	高	日・ 78M 91M 38M 26M 28M	1. 一次系ポンプ機器検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
低圧注入系主要弁		1. 分解点検 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 分解点検 5. 分解点検 6. 分解点検	高	1. 30M 1. 30M 1. 30M 1. 30M 1. 30M 1. 30M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 非常用炉心冷却系主要弁分解検査 非常用炉心冷却系主要弁分解検査 非常用炉心冷却系主要弁分解検査 非常用炉心冷却系主要弁分解検査 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
A系熱除去冷却器		1. 開閉点検 2. 非破壊試験 3. 漏えい試験	高	1. 30M 1. 30M 1. 30M	1. 一次系熱交換器検査 1. 一次系熱交換器検査 1. 一次系熱交換器検査	
日条熱除去冷却器		1. 開閉点検 2. 非破壊試験 3. 漏えい試験	高	1. 30M 1. 30M 1. 30M	1. 一次系熱交換器検査 1. 一次系熱交換器検査 1. 一次系熱交換器検査	
原子炉冷却材格納池(茶溜池)設置 その他の弁		1. 絶縁・性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検	高・低	日 52M~260M 1. 30M	1. 一次系弁検査 1. 一次系弁検査 1. 一次系弁検査	一部B/Mあり

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実地版(機器名)	試験及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する試験設備注1)
日条熱除去ポンプ、電動機		絶縁・性能試験 1. 絶縁点検 2. 分解点検 (ポンプ) 3. 分解点検 (電動機) 4. 絶縁抵抗試験 (ポンプ) 5. 絶縁抵抗試験 (電動機) 6. 絶縁抵抗試験 (ポンプ)	高	日・ 78M 91M 38M 26M 28M	1. 一次系ポンプ機器検査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
低圧注入系主要弁		1. 分解点検 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 分解点検 5. 分解点検 6. 分解点検	高	1. 30M 1. 30M 1. 30M 1. 30M 1. 30M 1. 30M	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 非常用炉心冷却系主要弁分解検査 非常用炉心冷却系主要弁分解検査 非常用炉心冷却系主要弁分解検査 非常用炉心冷却系主要弁分解検査 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
A系熱除去冷却器		1. 開閉点検 2. 非破壊試験 3. 漏えい試験	高	1. 30M 1. 30M 1. 30M	1. 一次系熱交換器検査 1. 一次系熱交換器検査 1. 一次系熱交換器検査	
日条熱除去冷却器		1. 開閉点検 2. 非破壊試験 3. 漏えい試験	高	1. 30M 1. 30M 1. 30M	1. 一次系熱交換器検査 1. 一次系熱交換器検査 1. 一次系熱交換器検査	
原子炉冷却材格納池(茶溜池)設置 その他の弁		1. 絶縁・性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検	高・低	日 52M~260M 1. 30M	1. 一次系弁検査 1. 一次系弁検査 1. 一次系弁検査	一部B/Mあり

図解-1 (3/70)

機器又は系統名	実地版(機器名)	試験及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する試験設備注1)
原子炉冷却材格納池(茶溜池)設置 その他の弁		1. 絶縁・性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検	高・低	日 52M~260M 1. 30M	1. 一次系弁検査 1. 一次系弁検査 1. 一次系弁検査	一部B/Mあり

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図面にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第11回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 燃料設備 原子炉格納施設 検 査 名：1次系熱交換器検査 要領書番号：O3-11-91</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 194 1008 1372" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="488 1375 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1877 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 326px;"></div> <div data-bbox="1258 1327 1706 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	検査項目による試験要領(注)
	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.分解点検 2.調整点検(特性点検) 3.開閉点検 4.開閉点検 5.開閉点検 6.開閉点検 7.外観点検 8.外観点検	高 高 高 高 高 高 高 高		
	A. 定格積留容量再循環サブシステム	1. 外観点検 2. 外観点検	高 高	原子炉格納容器再循環サブシステム クリーン検査	
	原子炉冷却系積留区(非常用炉心冷却)一式 その他の弁	1. 調整・性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 調整点検(ブランドパッキン取替) 5. 調整点検(特性点検) 6. 調整点検 7. 分解点検 8. 分解点検	高・低 高 高 高 高 高 高 高	1次系弁検査 1次系弁検査 1次系弁検査 1次系停止弁検査 一部BIMあり	
	原子炉冷却系積留区(非常用炉心冷却)一式 その他の弁	1. 調整・性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 調整点検(ブランドパッキン取替) 5. 調整点検(特性点検) 6. 調整点検 7. 分解点検 8. 分解点検	高・低 高 高 高 高 高 高 高	1次系弁検査 1次系弁検査 1次系弁検査 1次系停止弁検査 一部BIMあり	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	検査項目による試験要領(注)
	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.分解点検 2.調整点検(特性点検) 3.開閉点検 4.開閉点検 5.開閉点検 6.開閉点検 7.外観点検 8.外観点検	高 高 高 高 高 高 高 高		
	A. 定格積留容量再循環サブシステム	1. 外観点検 2. 外観点検	高 高	原子炉格納容器再循環サブシステム クリーン検査	
	原子炉冷却系積留区(非常用炉心冷却)一式 その他の弁	1. 調整・性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 調整点検(ブランドパッキン取替) 5. 調整点検(特性点検) 6. 調整点検 7. 分解点検 8. 分解点検	高・低 高 高 高 高 高 高 高	1次系弁検査 1次系弁検査 1次系弁検査 1次系停止弁検査 一部BIMあり	
	原子炉冷却系積留区(非常用炉心冷却)一式 その他の弁	1. 調整・性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 調整点検(ブランドパッキン取替) 5. 調整点検(特性点検) 6. 調整点検 7. 分解点検 8. 分解点検	高・低 高 高 高 高 高 高 高	1次系弁検査 1次系弁検査 1次系弁検査 1次系停止弁検査 一部BIMあり	

別紙1-13(1/4)

機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	検査項目による試験要領(注)
蓄圧注入系主要弁駆動部		1.分解点検 2.調整点検(特性点検) 3.開閉点検 4.開閉点検 5.開閉点検 6.開閉点検 7.外観点検 8.外観点検	高 高 高 高 高 高 高 高		
A. 定格積留容量再循環サブシステム		1. 外観点検 2. 外観点検	高 高	原子炉格納容器再循環サブシステム クリーン検査	
原子炉冷却系積留区(非常用炉心冷却)一式 その他の弁		1. 調整・性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 調整点検(ブランドパッキン取替) 5. 調整点検(特性点検) 6. 調整点検 7. 分解点検 8. 分解点検	高・低 高 高 高 高 高 高 高	1次系弁検査 1次系弁検査 1次系弁検査 1次系停止弁検査 一部BIMあり	
原子炉冷却系積留区(非常用炉心冷却)一式 その他の弁		1. 調整・性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 調整点検(ブランドパッキン取替) 5. 調整点検(特性点検) 6. 調整点検 7. 分解点検 8. 分解点検	高・低 高 高 高 高 高 高 高	1次系弁検査 1次系弁検査 1次系弁検査 1次系停止弁検査 一部BIMあり	

別紙1-13

試原-80

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合に、当該定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1370" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1370 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 284 1868 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1868 1315" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1420 1321 1868 1343" style="text-align: right; font-size: small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計である記述の確認資料として建屋配置図に図示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	実施数(機器名)	危険及び試験の項目	保全の重要度又は程度	検査名	検査適用する試験設備(注)
原子炉冷却材系統部 [非常用炉心冷却設備]	原子炉冷却材系統部(系統除去設備)一式 その他の弁駆動部	1.漏洩・性能試験 2.分解点検 3.調整点検(特注点検) 7.分解点検 2.分解点検	高・低 高・低 高 高 低	1次系弁駆動	有効性評価No.3の試験
	その他AM(代用高圧機)機器	1.漏洩・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等を含む) 2.分解点検 (ポンプ、電動機、弁駆動部等を含む)	高	非常用炉心冷却系漏洩検査	
原子炉冷却材系統部 [非常用炉心冷却設備]	A.高圧注入ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.調整点検 (電動機) 3.調整点検(メカニカルケーブル試験) (ポンプ) 4.調整点検(潤滑油入量) (ポンプ)	高 高 高 高 高	運転中の主要機器機能検査(状況監視を含む) 非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中 (対象設備) ・A. 高圧注入ポンプ ・B. 高圧系弁駆動(注)
	B.高圧注入ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中
		2.調整点検 (電動機)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中
	C.調整点検(メカニカルケーブル試験) (ポンプ)	3.調整点検 (ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中
		4.調整点検 (潤滑油入量) (ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中
	D.調整点検(潤滑油入量) (ポンプ)	1.調整点検 (ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中
		2.調整点検 (電動機)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中
		3.調整点検 (メカニカルケーブル試験) (ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中
		4.調整点検 (潤滑油入量) (ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中

泊発電所3号炉

図表1-1 (06/07)

図表1-1 (06/07)

機器又は系統名	実施数(機器名)	危険及び試験の項目	保全の重要度又は程度	検査名	検査適用する試験設備(注)
原子炉冷却材系統部 [非常用炉心冷却設備]	原子炉冷却材系統部(系統除去設備)一式 その他の弁駆動部	1.漏洩・性能試験 2.分解点検 3.調整点検(特注点検) 7.分解点検 2.分解点検	高・低 高・低 高 高 低	1次系弁駆動	有効性評価No.3の試験
	その他AM(代用高圧機)機器	1.漏洩・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等を含む) 2.分解点検 (ポンプ、電動機、弁駆動部等を含む)	高	非常用炉心冷却系漏洩検査	
	A.高圧注入ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中
		2.調整点検 (電動機)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中
	C.調整点検(メカニカルケーブル試験) (ポンプ)	3.調整点検 (ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中
		4.調整点検 (潤滑油入量) (ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中
	D.調整点検(潤滑油入量) (ポンプ)	1.調整点検 (ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中
		2.調整点検 (電動機)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中
		3.調整点検 (メカニカルケーブル試験) (ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中
		4.調整点検 (潤滑油入量) (ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分管検査	注)運転中

別紙1-13

表紙-83

相違理由

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：O3-16-123</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：HT3-16</p> <p style="text-align: right;">試-原-84</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1149 284 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1334 1704 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設 検 査 名：運転中の主要機器機能検査 要領書番号：O3-15-114</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 原子炉格納施設 検 査 名：運転中の主要機器機能検査（状態監視含む） 要領書番号：HT3-運-1</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1137 280 1877 1241" style="border: 2px solid black; height: 602px; width: 330px;"></div> <div data-bbox="1352 1267 1805 1295" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違がない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：高圧注入系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-17</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-17</p> <p style="text-align: right;">試原-86</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1146 284 1872 1315" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1706 1353" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>設備の相違(本文比較表より転記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸注入タンク(BIT)の設置有無により比較対象なし ・北原的初期のプラント(高浜3/4号炉、川内1/2号炉等)では、主蒸気凝縮器(過冷却凝縮器)に対する対応として、高濃度のほう酸水を保有するほう酸注入タンクをポンプ吐出側に設置している。大飯3/4号炉以降(伊方3号炉、志保3/4号炉)、蒸気取替用水タンクのほう酸水で充分な保潔性は確保可能であることからBITを非設置としているが、泊3号炉では、従来の高濃度ほう酸水をもちこめるため、高浜3/4号炉、川内1/2号炉等と同様にBITを設置している。

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

機器又は系名称	実施数(機種名)	点検及び試験の項目	保安方式 重要度 又は順位	検査名	備考 (①内は適用する 設備修理工務)
冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	3V-S-082A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-082B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-082C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-082D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-079D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-132D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-138A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-S-138B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
3V-S-138C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-138D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		

機器又は系名称	実施数(機種名)	点検及び試験の項目	保安方式 重要度 又は順位	検査名	備考 (①内は適用する 設備修理工務)
高圧タンク出口弁					

別紙-1 (13/16)

機器又は系名称	実施数(機種名)	点検及び試験の項目	保安方式 重要度 又は順位	検査名	備考 (①内は適用する 設備修理工務)
3V-S-082A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-082B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-082C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-082D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-079A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-079B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-079C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-079D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-079A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-079B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-079C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-079D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-132A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-132B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-132C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-132D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-138A	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-138B	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-138C	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
3V-S-138D	1.分解点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		

別紙1-15

試原-90

相違理由

保全計画の相違

- 対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
- 設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
- 定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図割にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：HT3-16</p> <p style="text-align: right;">試-原-91</p>	<p>保全計画の相違 ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1146 284 1868 1311" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1327 1706 1350" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：非常用炉心冷却系主要弁分解検査 要領書番号：O3-16-125</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 261 958 1321" style="border: 2px solid black; height: 664px; width: 320px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="398 1321 824 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1863 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 320px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1706 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="271 331 913 1235" style="border: 2px solid black; width: 287px; height: 566px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="387 1246 815 1270" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1151 288 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 322px; height: 640px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%; height: 400px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: 80%; text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;">比較のため前項より転記</div>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%; height: 400px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: 80%; text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> </div>	<p>資料構成の相違</p> <p>・泊の貯留タンクは、マンホール取付箇所が相違しているため各タンクの構造図が存在する。いずれも開放点検が可能な構造であることを示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 233 1003 1331" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <div data-bbox="271 328 913 1235" style="border: 2px solid black; margin: 10px auto; width: 80%; height: 80%;"></div> <div data-bbox="389 1246 815 1270" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: 80%; text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="353 1347 846 1423" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;">比較のため前項より転記</div> </div>	<div data-bbox="1151 284 1872 1294" style="border: 2px solid black; margin: 10px auto; width: 80%; height: 80%;"></div> <div data-bbox="1429 1302 1861 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: 80%; text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊の貯留タンクは、マンホール取付箇所が相違しているため各タンクの構造図が存在する。いずれも開放点検が可能な構造であることを示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する設備検査技術)
蓄圧注入系主要弁駆動部	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.分解点検	高	182M	原子炉格納容器再循環サブシステム検査 1.一次系弁検査 1.2.二次系弁検査 1.3.二次系弁弁検査 1.4.二次系弁弁検査 一部BEMあり	
		2.調整点検 (特性点検)	高	13M~182M		
		1.調整点検	高	130M		
		1.調整点検	高	130M		
		1.調整点検	高	130M		
		1.調整点検	高	130M		
		1.調整点検	高	130M		
		1.調整点検	高	130M		
		1.調整点検	高	130M		
		1.調整点検	高	130M		
原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁	原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁	1.調整点検	高	1F	原子炉格納容器再循環サブシステム検査 1.一次系弁検査 1.2.二次系弁検査 1.3.二次系弁弁検査 一部BEMあり	
		1.調整点検	高	1F		
		2.調整点検	高	10Y		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁駆動部	原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁駆動部	1.調整点検	高	1F	原子炉格納容器再循環サブシステム検査 1.一次系弁検査 1.2.二次系弁検査 1.3.二次系弁弁検査 一部BEMあり	
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		

泊発電所3号炉

別紙-1 10/100

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する設備検査技術)
蓄圧注入系主要弁駆動部	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.調整点検	高	182M	原子炉格納容器再循環サブシステム検査 1.一次系弁検査 1.2.二次系弁検査 1.3.二次系弁弁検査 1.4.二次系弁弁検査 一部BEMあり	
		2.調整点検 (特性点検)	高	13M~182M		
		1.調整点検	高	130M		
		1.調整点検	高	130M		
		1.調整点検	高	130M		
		1.調整点検	高	130M		
		1.調整点検	高	130M		
		1.調整点検	高	130M		
		1.調整点検	高	130M		
		1.調整点検	高	130M		
原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁	原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁	1.調整点検	高	1F	原子炉格納容器再循環サブシステム検査 1.一次系弁検査 1.2.二次系弁検査 1.3.二次系弁弁検査 一部BEMあり	
		1.調整点検	高	1F		
		2.調整点検	高	10Y		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁駆動部	原子炉冷却系格納容器再循環サブシステム その他の弁駆動部	1.調整点検	高	1F	原子炉格納容器再循環サブシステム検査 1.一次系弁検査 1.2.二次系弁検査 1.3.二次系弁弁検査 一部BEMあり	
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		
		1.調整点検	高	1F		

別紙-10

試験-110

相違理由

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図面にて試験検査が可能であることを説明する。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1153 272 1865 1249" style="border: 2px solid black; height: 612px; width: 318px;"></div> <div data-bbox="1361 1265 1798 1289" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：1次系容器検査 要領書番号：HT3-89</p> <p style="text-align: right;">黙原-111</p> <p style="text-align: center;">prefix-3-PAGE</p>	<p>保全計画の相違 ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="481 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1151 280 1861 1289" style="border: 2px solid black; height: 632px; width: 317px;"></div> <div data-bbox="1420 1294 1861 1318" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違</p> <p>・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 194 1008 1369" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1124 258 1908 1369" style="border: 2px dashed black; padding: 10px; height: 696px; width: 350px;"></div> <div data-bbox="1420 1295 1868 1318" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div data-bbox="1294 1369 1787 1445" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">比較のため他項より転記</div>	<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安計画として、泊は格納容器再循環サンプと格納容器再循環サンプスクリーンについて一括にて計画しており、定期事業者検査実績を示している。 ・大阪は再循環サンプスクリーンの定期事業者検査実績がないため、設計図書にて試験検査が可能であることを示している。 ・試験検査が行えることに関連資料であることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1008 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="481 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1131 263 1904 1364" style="border: 2px dashed black; padding: 10px; height: 690px; width: 345px;"></div> <div data-bbox="1422 1295 1859 1318" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div data-bbox="1276 1369 1769 1449" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">比較のため他項より転記</div>	<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安計画として、泊は格納容器再循環サンプと格納容器再循環サンプスクリーンについて一括にて計画しており、定期事業者検査実績を示している。 ・大飯は再循環サンプスクリーンの定期事業者検査実績がないため、設計図書にて試験検査が可能であることを示している。 ・試験検査が行えることに関連資料であることに相違はない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

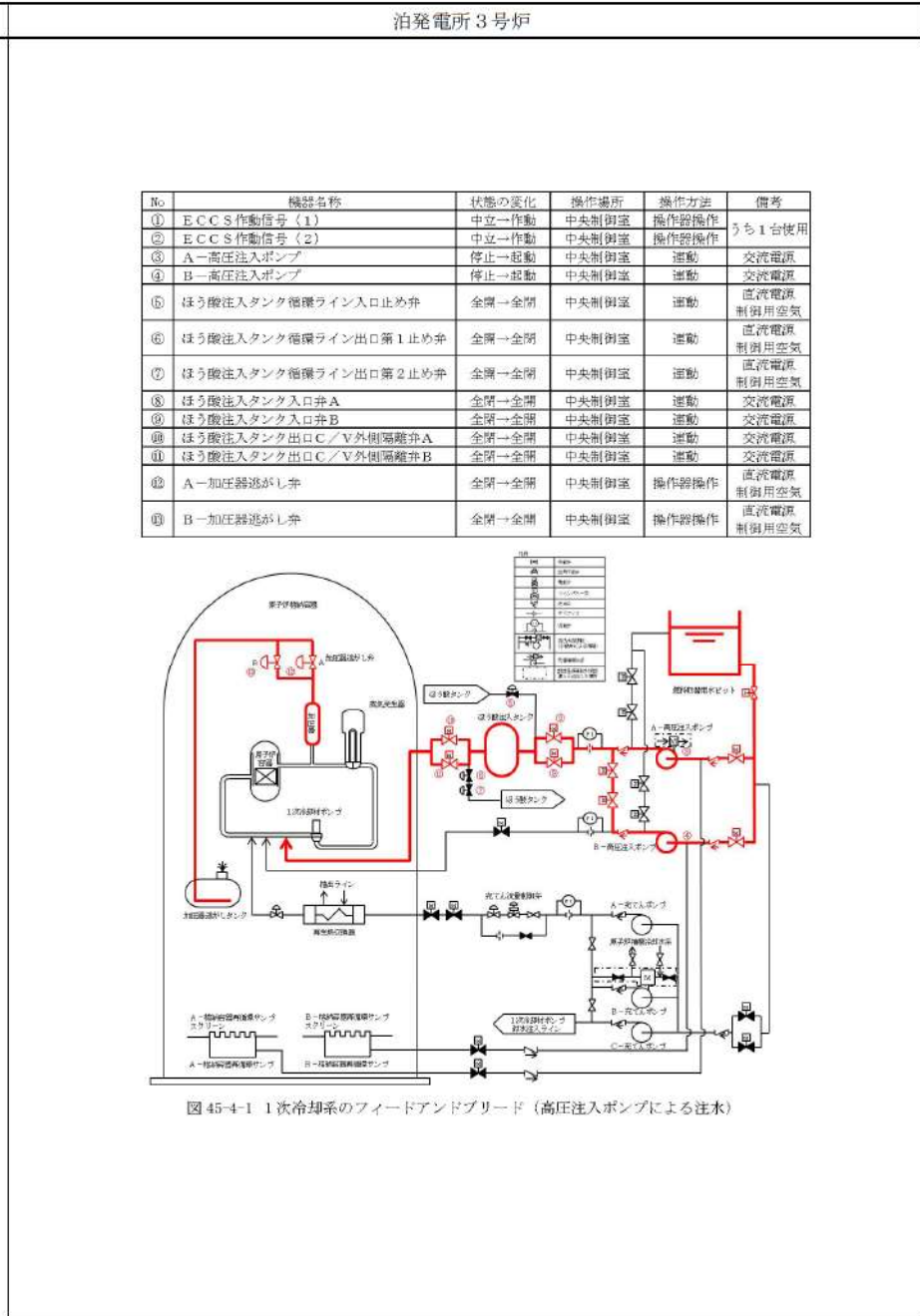
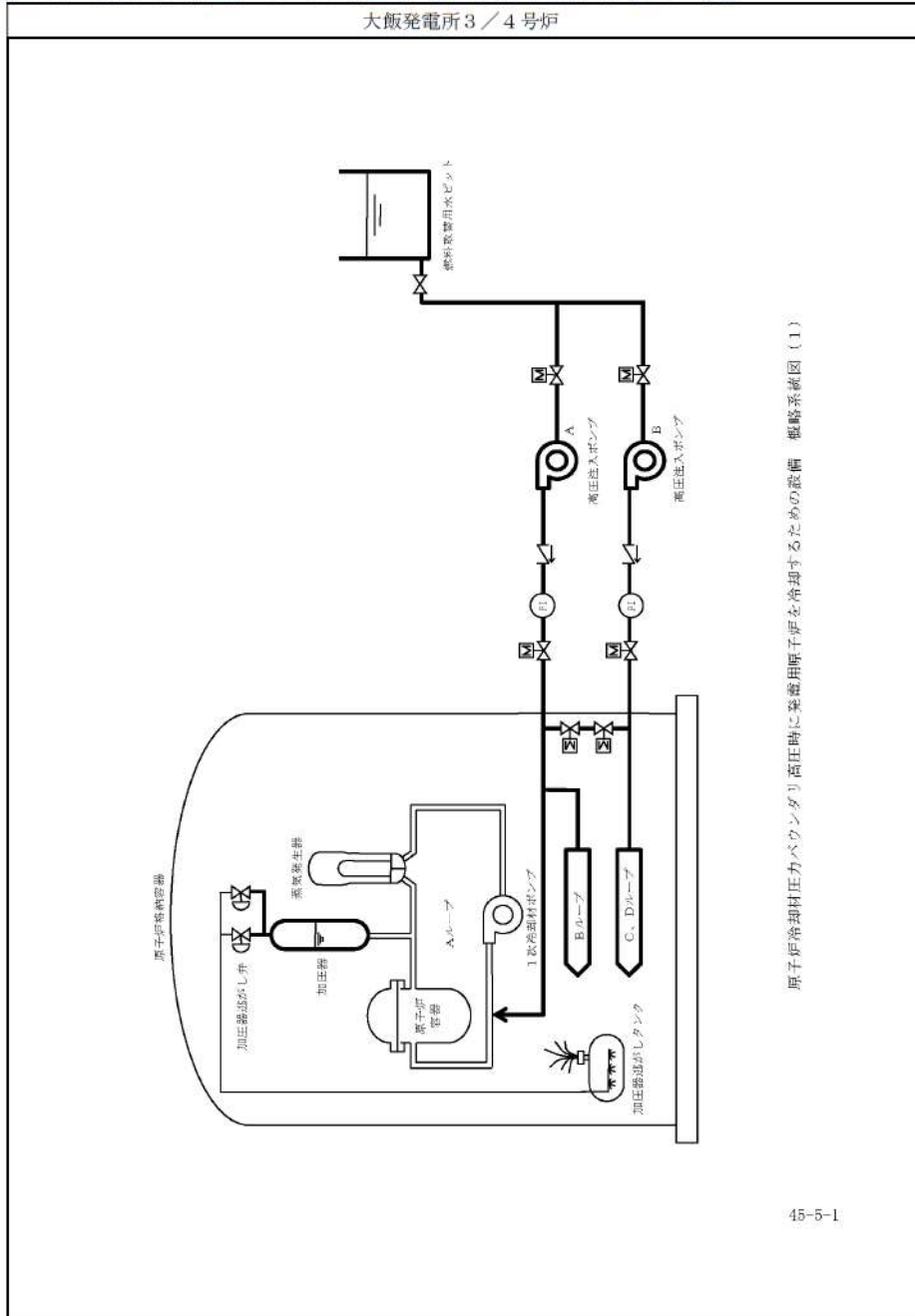
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

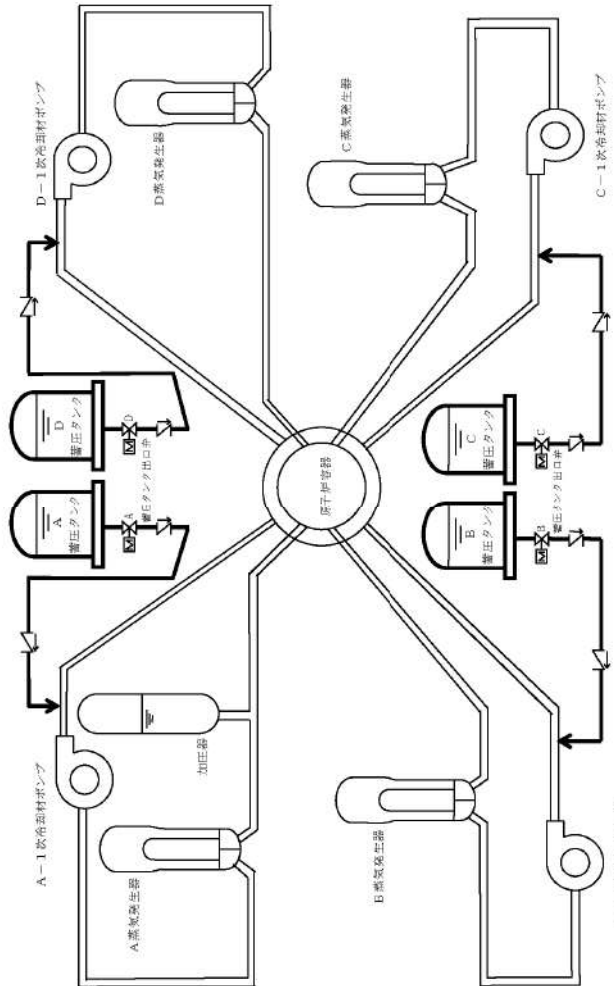
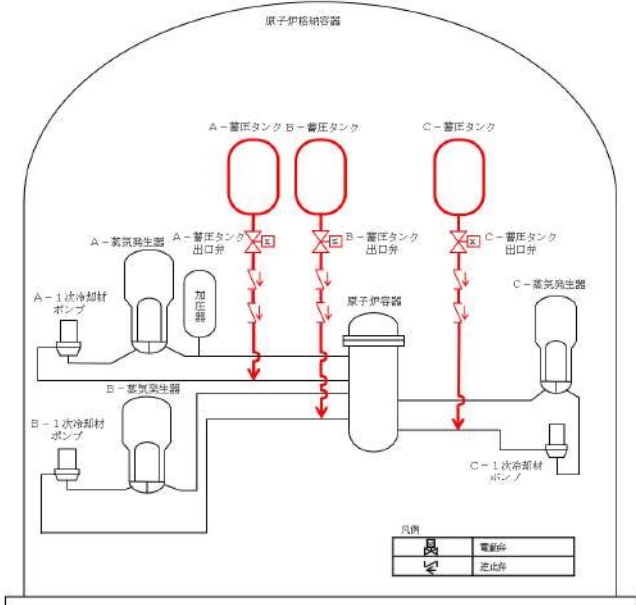
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">45-5 系統図</p>	<p style="text-align: center;">45-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 概略系統図 (3)</p>	 <p style="text-align: center;">図 45-4-2 1 次冷却系のフィードアンドブリード (蓄圧注入系による注水)</p>	

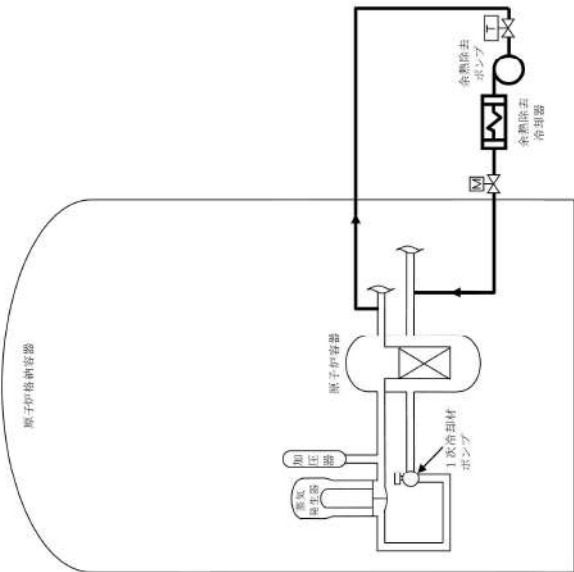
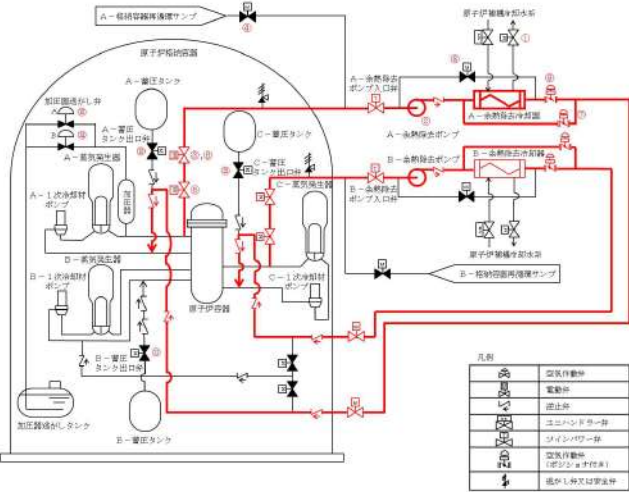
45-5-3

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

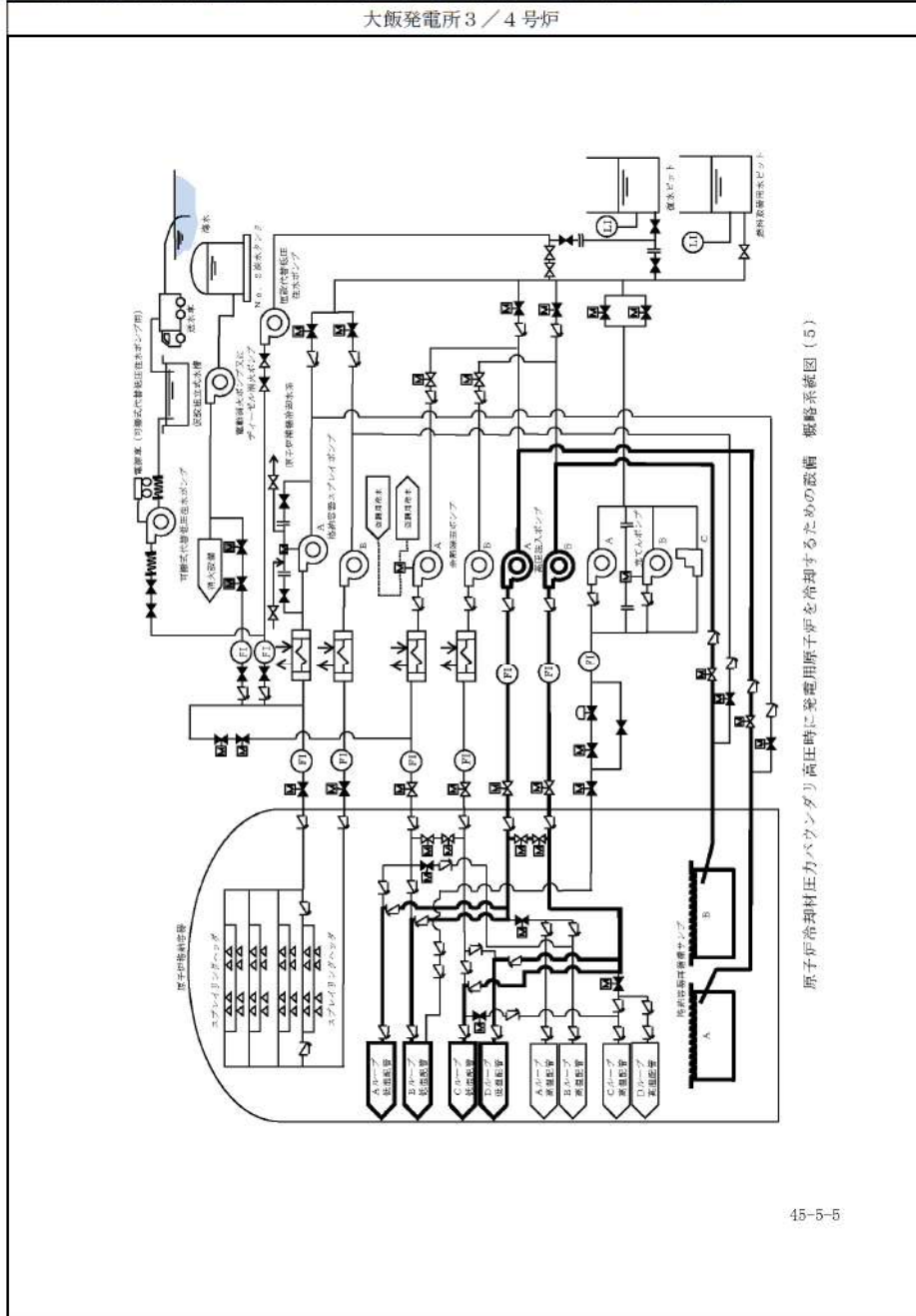
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>A-余熱除去ポンプ</td> <td>起動→停止 →起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 T.F.10.3m</td> <td>スイッチ操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>A-余熱除去ポンプRWS P/再循環サンプ 側入口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>余熱除去Aライン入口止め弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>余熱除去Aライン流量制御弁</td> <td>全閉確認 →調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>A-余熱除去ポンプミニフロー弁</td> <td>全閉→全開 →全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>A-余熱除去冷却器出口流量調節弁</td> <td>全閉→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>A-蓄圧タンク出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>B-蓄圧タンク出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>C-蓄圧タンク出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>A-加圧器逃がし弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>B-加圧器逃がし弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	②	A-余熱除去ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	交流電源	③	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	切→入	原子炉補助建屋 T.F.10.3m	スイッチ操作	交流電源	④	A-余熱除去ポンプRWS P/再循環サンプ 側入口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑤	余熱除去Aライン入口止め弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑥	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑦	余熱除去Aライン流量制御弁	全閉確認 →調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑧	A-余熱除去ポンプミニフロー弁	全閉→全開 →全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑨	A-余熱除去冷却器出口流量調節弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑩	A-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑪	B-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑫	C-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑬	A-加圧器逃がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑭	B-加圧器逃がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																							
①	A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
②	A-余熱除去ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
③	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	切→入	原子炉補助建屋 T.F.10.3m	スイッチ操作	交流電源																																																																																							
④	A-余熱除去ポンプRWS P/再循環サンプ 側入口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑤	余熱除去Aライン入口止め弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑥	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑦	余熱除去Aライン流量制御弁	全閉確認 →調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑧	A-余熱除去ポンプミニフロー弁	全閉→全開 →全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑨	A-余熱除去冷却器出口流量調節弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑩	A-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑪	B-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑫	C-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑬	A-加圧器逃がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑭	B-加圧器逃がし弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 概略系図 (4)</p>	 <p style="text-align: center;">図 45-4-3 1 次冷却系のフィードアンドブリード (余熱除去設備による冷却)</p>	
45-5-4		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備



原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 概略系統図(5)

45-5-5

泊発電所3号炉

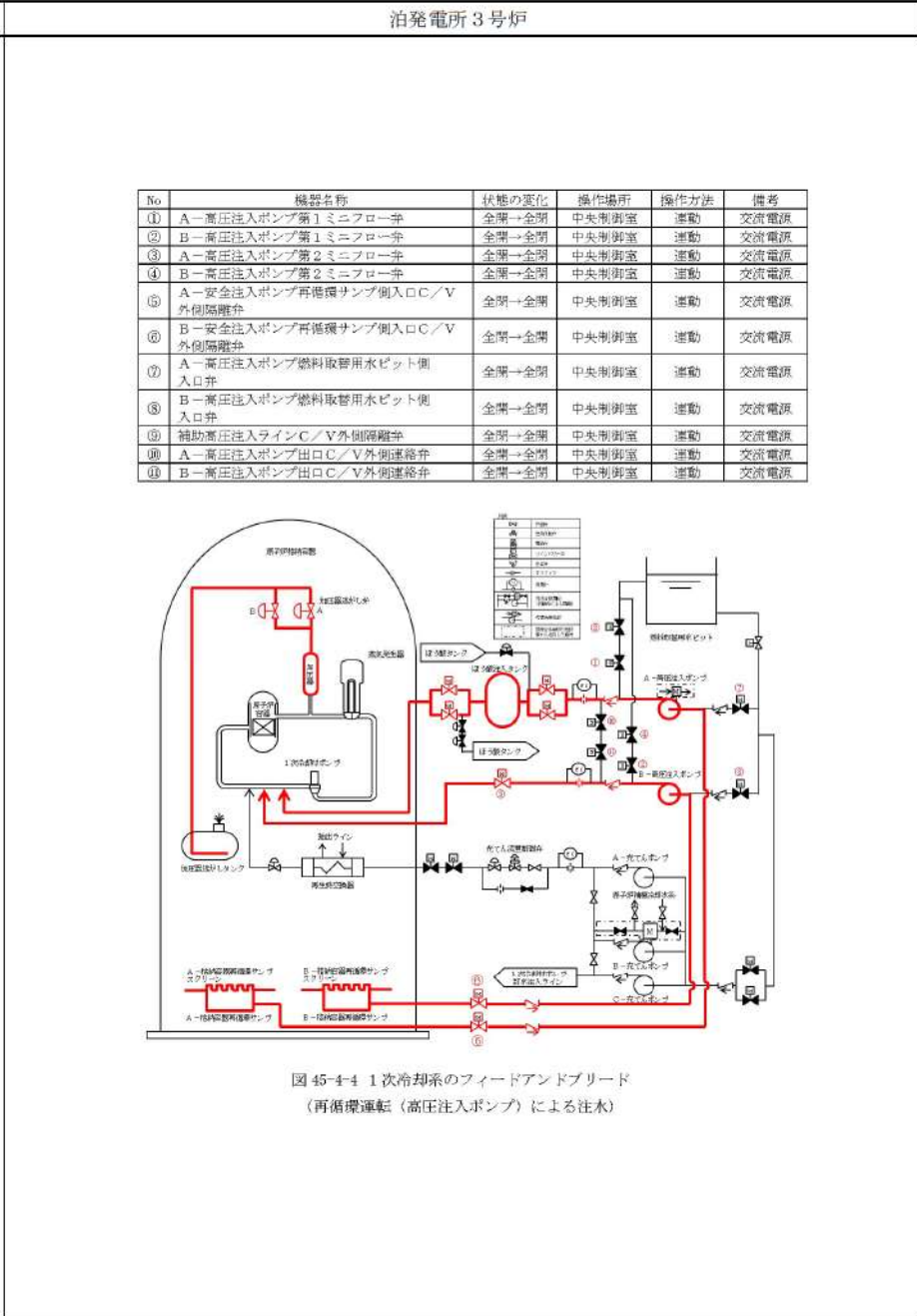


図 45-4-4 1次冷却系のフィードアンドブリード (再循環運転(高圧注入ポンプ)による注水)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁</td> <td>全開確認</td> <td>周辺補機棟 T.P.24.8m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁</td> <td>全開確認</td> <td>周辺補機棟 T.P.29.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁</td> <td>全開確認</td> <td>周辺補機棟 T.P.29.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A</td> <td>全開確認 →全開</td> <td>周辺補機棟 T.P.10.3m 中間床</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B</td> <td>全開確認 →全開</td> <td>周辺補機棟 T.P.10.3m 中間床</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>周辺補機棟 T.P.10.3m</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）</td> <td>ホース接続</td> <td>周辺補機棟 T.P.10.3m</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁</td> <td>全開→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P.10.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>タービン動補助給水ポンプ軸受腐油止め弁</td> <td>全開→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P.10.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>専用工具（蒸気加減弁調整作用）</td> <td>専用工具 取付け</td> <td>周辺補機棟 T.P.10.3m</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ピストン</td> <td>専用工具 取付け</td> <td>周辺補機棟 T.P.10.3m</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>周辺補機棟 T.P.10.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>周辺補機棟 T.P.10.3m</td> <td>遠動</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>A-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td>B-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑯</td> <td>C-補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑰</td> <td>A-主蒸気速がし弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑱</td> <td>B-主蒸気速がし弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑲</td> <td>C-主蒸気速がし弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁	全開確認	周辺補機棟 T.P.24.8m	手動操作	-	②	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁	全開確認	周辺補機棟 T.P.29.3m	手動操作	-	③	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁	全開確認	周辺補機棟 T.P.29.3m	手動操作	-	④	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全開確認 →全開	周辺補機棟 T.P.10.3m 中間床	手動操作	-	⑤	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全開確認 →全開	周辺補機棟 T.P.10.3m 中間床	手動操作	-	⑥	ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P.10.3m	-	-	⑦	専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）	ホース接続	周辺補機棟 T.P.10.3m	-	-	⑧	タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁	全開→全開	周辺補機棟 T.P.10.3m	手動操作	-	⑨	タービン動補助給水ポンプ軸受腐油止め弁	全開→全開	周辺補機棟 T.P.10.3m	手動操作	-	⑩	専用工具（蒸気加減弁調整作用）	専用工具 取付け	周辺補機棟 T.P.10.3m	-	-	⑪	タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ピストン	専用工具 取付け	周辺補機棟 T.P.10.3m	-	-	⑫	タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁	全開→調整開	周辺補機棟 T.P.10.3m	手動操作	-	⑬	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	周辺補機棟 T.P.10.3m	遠動	-	⑭	A-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑮	B-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑯	C-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑰	A-主蒸気速がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑱	B-主蒸気速がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑲	C-主蒸気速がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																					
①	補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁	全開確認	周辺補機棟 T.P.24.8m	手動操作	-																																																																																																																					
②	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁	全開確認	周辺補機棟 T.P.29.3m	手動操作	-																																																																																																																					
③	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁	全開確認	周辺補機棟 T.P.29.3m	手動操作	-																																																																																																																					
④	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全開確認 →全開	周辺補機棟 T.P.10.3m 中間床	手動操作	-																																																																																																																					
⑤	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全開確認 →全開	周辺補機棟 T.P.10.3m 中間床	手動操作	-																																																																																																																					
⑥	ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P.10.3m	-	-																																																																																																																					
⑦	専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）	ホース接続	周辺補機棟 T.P.10.3m	-	-																																																																																																																					
⑧	タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁	全開→全開	周辺補機棟 T.P.10.3m	手動操作	-																																																																																																																					
⑨	タービン動補助給水ポンプ軸受腐油止め弁	全開→全開	周辺補機棟 T.P.10.3m	手動操作	-																																																																																																																					
⑩	専用工具（蒸気加減弁調整作用）	専用工具 取付け	周辺補機棟 T.P.10.3m	-	-																																																																																																																					
⑪	タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ピストン	専用工具 取付け	周辺補機棟 T.P.10.3m	-	-																																																																																																																					
⑫	タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁	全開→調整開	周辺補機棟 T.P.10.3m	手動操作	-																																																																																																																					
⑬	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	周辺補機棟 T.P.10.3m	遠動	-																																																																																																																					
⑭	A-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																																																																					
⑮	B-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																																																																					
⑯	C-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																																																																					
⑰	A-主蒸気速がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																																																					
⑱	B-主蒸気速がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																																																					
⑲	C-主蒸気速がし弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 概略系統図(2)</p>	<p>図 45-4-5 蒸気発生器2次側からの除熱 (現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動)</p>	

45-5-2

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-6 容量設定根拠 3号炉</p>	<p>45-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>水源評価結果について（全交流動力電源喪失）</p> <p>水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】</p> <p>○ 水源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水ピット：<input type="text"/> m³（有効水量） <p>○ 水使用パターン：</p> <p>復水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器（SG）への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 <input type="text"/> C</p> <table border="0"> <tr> <td>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去 （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</td> <td>: <input type="text"/> m³</td> </tr> <tr> <td>② 高温停止状態から冷却維持温度 <input type="text"/> C までの顕熱除去 （1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顕熱）</td> <td>: <input type="text"/> m³</td> </tr> <tr> <td>③ 蒸気発生器水位回復</td> <td>: <input type="text"/> m³</td> </tr> <tr> <td>上記①～③の合計</td> <td>: <input type="text"/> m³</td> </tr> <tr> <td>④ 崩壊熱除去</td> <td>: <input type="text"/> m³</td> </tr> </table> <div style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div> <p>復水ピットの水位低警報値までの水量 <input type="text"/> m³（有効水量）から、1次冷却系を出力運転状態から <input type="text"/> C一定維持まで冷却するために必要な注水量 <input type="text"/> m³ を引いた量 <input type="text"/> m³ の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、<input type="text"/> 時間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去 （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）	: <input type="text"/> m ³	② 高温停止状態から冷却維持温度 <input type="text"/> C までの顕熱除去 （1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顕熱）	: <input type="text"/> m ³	③ 蒸気発生器水位回復	: <input type="text"/> m ³	上記①～③の合計	: <input type="text"/> m ³	④ 崩壊熱除去	: <input type="text"/> m ³	<p>2. 水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】及び 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCAが発生しない場合】</p> <p>○ 水源 補助給水ピット：570m³（有効水量）</p> <p>○ 水使用パターン 補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。 【必要注水量内訳】 注水温度 40℃</p> <table border="0"> <tr> <td>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去 （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</td> <td>: -11.8m³</td> </tr> <tr> <td>② 高温停止状態から冷却維持温度（170℃）までの顕熱除去 （1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顕熱）</td> <td>: 156.5m³</td> </tr> <tr> <td>③ 蒸気発生器水位回復</td> <td>: 104.4m³</td> </tr> <tr> <td>上記①～③の合計</td> <td>: 249.3m³</td> </tr> <tr> <td>④ 崩壊熱除去</td> <td>: 320.7m³</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div> <p>補助給水ピットの有効水量 570m³ から、1次冷却材系統を出力運転状態から 170℃まで減温するために必要な給水量等（249.3m³）を引いた量（320.7m³）の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4時間後となる。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去 （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）	: -11.8m ³	② 高温停止状態から冷却維持温度（170℃）までの顕熱除去 （1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顕熱）	: 156.5m ³	③ 蒸気発生器水位回復	: 104.4m ³	上記①～③の合計	: 249.3m ³	④ 崩壊熱除去	: 320.7m ³	
① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去 （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）	: <input type="text"/> m ³																					
② 高温停止状態から冷却維持温度 <input type="text"/> C までの顕熱除去 （1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顕熱）	: <input type="text"/> m ³																					
③ 蒸気発生器水位回復	: <input type="text"/> m ³																					
上記①～③の合計	: <input type="text"/> m ³																					
④ 崩壊熱除去	: <input type="text"/> m ³																					
① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去 （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）	: -11.8m ³																					
② 高温停止状態から冷却維持温度（170℃）までの顕熱除去 （1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顕熱）	: 156.5m ³																					
③ 蒸気発生器水位回復	: 104.4m ³																					
上記①～③の合計	: 249.3m ³																					
④ 崩壊熱除去	: 320.7m ³																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>後になる。 []時間までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。 復水ピットへの補給は、海から取水する。</p> <p>○ 水源評価結果</p> <p>事象発生 []時間後までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。 []時間までに、送水車で補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認。</p> <p>[]枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>○水源評価結果</p> <p>事故後、7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。 7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>45-6 単線結線図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>図 4.5-6-1 交流電源単線結線図</p> <p>※1：常設代替交流電源設備の主要設備 ※2：可搬型代替交流電源設備の主要設備 ※3：代替所内電気設備の主要設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>図 45-6-2 直流電源単線結線図</p> <p> #1：常設代替交流電源設備の主要設備 #2：可搬型代替交流電源設備の主要設備 #3：代替所内電気設備の主要設備 #4：所内常設蓄電池式直流電源設備の主要設備 </p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>46-8 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p>	<p>45-7 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>1. 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p> <p>通常、タービン動補助給水ポンプは、起動信号により直流駆動の非常用油ポンプが自動起動し、タービン動補助給水ポンプの制御油圧の確立及び軸受油の供給を開始する。軸受油の確立後、直流駆動のタービン動補助給水ポンプ起動弁及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁が開となると、駆動蒸気が供給され、タービン動補助給水ポンプが起動する。このように、タービン動補助給水ポンプは常に起動可能な状態で待機している。</p> <p>常設直流電源系統が喪失した場合には、非常用油ポンプによる制御油及び軸受油が確保できなくなり、タービン動補助給水ポンプは起動しないが、軸受油については、現場にて手動油ポンプ及びホースを用いて軸受へ給油し、蒸気加減弁については、現場にてタービン動補助給水ポンプ起動用工具を用いて、起動制御ピストンを押し上げて、蒸気加減弁レバーを押し下げることにより、蒸気加減弁を開放することができる。その後、手動操作にてタービン動補助給水ポンプ起動弁を開放し、駆動蒸気を供給することにより、タービン動補助給水ポンプを起動することが可能である。</p> <p>一度運転状態となれば、通常起動時と同様に軸直結の主油ポンプから油が供給されることから、運転に与える影響が無く、十分な機関の運転継続が可能である。</p>	<p>1. 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p> <p>通常、タービン動補助給水ポンプは、起動信号により直流駆動の補助油ポンプが自動起動し、タービン動補助給水ポンプの制御油圧の確立及び軸受油の供給を開始する。軸受油の確立後、直流駆動のタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁が開となると、駆動蒸気が供給され、タービン動補助給水ポンプが起動する。このように、タービン動補助給水ポンプは常に起動可能な状態で待機している。</p> <p>常設直流電源系統が喪失した場合には、補助油ポンプによる制御油及び軸受油が確保できなくなり、タービン動補助給水ポンプは起動しないが、軸受油については、現場にて潤滑油供給器及びホースを用いて軸受へ給油し、蒸気加減弁については、現場にて起動速度制御ピストン引上げ治具を用いて、起動速度制御ピストンを押し上げて、起動レバーを取り付けた油圧増幅器出力軸を押し下げることにより、蒸気加減弁を開放することができる。あわせて、手動操作にてタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁を開放し、駆動蒸気を供給することにより、タービン動補助給水ポンプを起動することが可能である。</p> <p>一度運転状態となれば、通常起動時と同様に軸直結の主油ポンプから油が供給されることから、運転に与える影響が無く、十分な期間の運転継続が可能である。</p>	<p>相違理由</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御油及び軸受油を供給するポンプについて、大飯と泊の相違について、次頁に記載する。 ・上記以外は、名称の相違のみで各構成部品の有する機能は同一である。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後掲する起動手順のとおり、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁を手動により開とした状態として、タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を開放することで、タービン動補助給水ポンプを起動する手順に従った記載とした。 <p>編集識別の注記（全ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本資料は、既提出資料の記載から大飯の記載に合わせ込みを行っており、細部にわたっては既提出資料からの変更箇所（追記・削除・修正）がありますが、既提出資料の本旨からの変更はありません。 ・変更箇所を黄色マークで識別した場合、記載箇所の入替などもあり、全面的に黄色マーカーとなることから、黄色マーカーでの変更箇所の識別は行っておりません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">現場での入力によるタービン動補給水ポンプの起動 概略系図</p>	<p style="text-align: center;">現場手動操作によるタービン動補給水ポンプの起動 系統概要図</p>	<p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御油及び軸受油供給ポンプについて、大飯は非常用油ポンプを 2 台設置、泊は補助油ポンプ 1 台及び非常用油ポンプ 1 台を設置している。 ・泊の補助油ポンプは潤滑油供給圧を維持するよう起動信号を受け起動し、非常用油ポンプは潤滑油圧低下を検知し自動起動する設計とし、ポンプ名称を変えているが、タービン動補助給水ポンプの起動及び運転継続に必要な制御油及び軸受油を供給する機能は同じである。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">手動油ポンプによる軸受油供給 概要系統</p>	<p style="text-align: center;">潤滑油供給器による軸受油供給 系統概要図</p>	<p>相違理由</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称に相違はあるが、作動油及び軸受油を貯留する油タンクとポンプ軸受をホース・供給ポンプ等にて接続し、手で軸受油を供給する操作方法は同一である。 ・各製品の重量の相違は、末端カブラの有無、ホース長の差異、使用時の据付台の有無等によるものであり、使用している設備仕様は同一である。 ・相違する設備として、大飯は軸受部に接続するホース端にコック弁を設置し、コック弁を介して可搬ホースと軸受部を接続する構成としているが、泊はホースと軸受との接続部にコック弁を設けず、カブラ接続のみとしている。カブラは、接続の切離しにより、オス・メスのカブラ両端は自動閉止機能を有しているため、コック弁がなくとも操作性に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 操作手順</p> <p>現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動手順は以下のとおり。</p> <p>① 運転員等は、中央制御室及び現場にてタービン動補助給水ポンプ起動前の系統構成が確立されていることを確認する。</p> <p>② 運転員等は、現場にて手動油ポンプ及びホースを用いて軸受への給油ラインを構成し、手動油ポンプにより軸受に給油する。</p> <p>③ 運転員等は、現場にて制御レバー及び起動速度制御ピストンに起動用工具（ジャッキ）を取り付けて、ジャッキを押し上げて制御レバー及び起動速度制御ピストンを開とする。</p> <p>④ 運転員等は、現場にて蒸気加減弁に起動用工具（起動レバー）を取り付ける。</p> <p>⑤ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプ起動弁を手動にて開放する。</p> <p>⑥ 運転員等は、蒸気加減弁の起動レバーを押し下げて蒸気加減弁を開放してタービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプの起動状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑧ 運転員等は、タービン動補助給水ポンプ油ポンプ吐出圧力の上昇確認後、蒸気加減弁の起動レバーの押し下げを徐々に緩め蒸気加減弁が開位置で維持されることを確認後、蒸気加減弁の起動レバーを取り外す。</p> <p>⑨ 運転員等は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプによる軸受への給油を確認後、手動油ポンプによる軸受への給油を停止する。</p> <p>⑩ 運転員等は、起動速度制御ピストンが油圧にて上昇していることを確認し、ジャッキを取り外す。</p> <p>⑪ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプの運転状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑫ 運転員等は、現場でのタービン動補助給水ポンプ吐出圧力の監視及び中央制御室での補助給水流量等の監視により、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が実施できていることを確認する。</p>	<p>2. 操作手順</p> <p>現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動手順は以下のとおり。</p> <p>① 運転員は、中央制御室及び現場にてタービン動補助給水ポンプ起動前の系統構成が確立されていることを確認する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場にて潤滑油供給器及びホースを用いて軸受への給油ラインを構成し、潤滑油供給器により軸受に給油し、各軸受箱下に設置されている油窓を覗き、油面の上昇を確認する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場にて制御レバー及び起動速度制御ピストンにジャッキ及び引上げ治具を取り付けて、ジャッキを押し上げて制御レバー及び起動速度制御ピストンを開とする。</p> <p>④ 運転員は、起動速度制御ピストンへの制御油バイパス弁を開とする。</p> <p>⑤ 運転員及び災害対策要員は、現場にて蒸気加減弁に起動用工具（起動レバー）を取り付ける。</p> <p>⑥ 運転員は、現場にてタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気弁を手動にて開放する。</p> <p>⑦ 運転員は、蒸気加減弁の起動レバーを徐々に押し下げて蒸気加減弁を開放してタービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>⑧ 運転員及び災害対策要員は、現場にてタービン動補助給水ポンプの起動状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑨ 運転員及び災害対策要員は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプ吐出圧力の上昇確認後、蒸気加減弁の起動レバーの押し下げを徐々に緩め蒸気加減弁が開位置で維持されることを確認後、蒸気加減弁の起動レバーを取り外す。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプによる軸受への給油を確認後、潤滑油供給器による軸受への給油を停止する。</p> <p>⑪ 災害対策要員は、起動速度制御ピストンが油圧にて上昇していることを確認し、ジャッキを取り外す。</p> <p>⑫ 運転員は、現場にてタービン動補助給水ポンプの運転状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑬ 運転員は、現場でのタービン動補助給水ポンプ吐出圧力の監視及び中央制御室での補助給水流量等の監視により、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が実施できていることを確認する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、操作手順の主語を全て「運転員等」として重大事故等時の対応にあたる要員の総称で記載しているが、泊は、現場で仮設供給装置等による設置・操作を行う「災害対策要員」と系統弁の操作を行う「運転員」とし、その両者が行うポンプ起動後の運転状態確認については「運転員及び災害対策要員」として、策定している起動手順書を元に書き分けている。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の手順記載事項の相違については、今回の修正前において、記載していた事項かつ手順書において実施する事項としている内容のため、継続して記載することとした。 （手順②）潤滑油供給後の送油確認を油窓で行うことを記載。 （手順④）手順③にて、治具を用いて起動速度制御ピストンをタービン動補助給水ポンプ起動できる状態にした後、直流電源喪失状態においてもポンプ起動後の主油ポンプからの給油が可能となるよう給油ラインの電磁弁をバイパスする経路を構成することを記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
3. タイムチャート		3. タイムチャート		
<p>タービン駆動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン駆動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン駆動補助給水ポンプの起動開始 約45分 ▼</p>		<p>40分 タービン駆動補助給水ポンプ起動 ▼</p>		
手順の項目	要員（数）	手順の項目	要員（数）	
タービン駆動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン駆動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン駆動補助給水ポンプの機能回復	運転員等（現場）	現場手動操作によるタービン駆動補助給水ポンプの起動	1	
	1	移動、系統構成 ^{※1}	1	
	1	潤滑油供給器接続、タービン駆動補助給水ポンプ起動準備 ^{※3}	1	
	1	タービン駆動補助給水ポンプ起動操作 ^{※4}	1	
	1	移動、機材準備 ^{※2}	2	
	1	潤滑油供給器接続、タービン駆動補助給水ポンプ起動準備 ^{※3}	2	
	1	移動、機材準備 ^{※2}	2	
	1	蒸気加減弁閉鎖準備 ^{※1}	2	
	1	タービン駆動補助給水ポンプ起動操作 ^{※4}	2	

※1：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間
 ※2：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機材準備の作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※3：潤滑油供給器接続、蒸気加減弁閉鎖準備及びタービン駆動補助給水ポンプ起動準備の作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※4：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-9 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定及び海水注入時の影響評価</p>	<p>45-8 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定及び海水注入時の影響評価</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定及び海水注入時の影響評価</p> <p>1. 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定について</p> <p>全交流動力電源喪失（以下、「SBO」という）時において、蒸気発生器2次側へは、復水ピットを水源として、タービン動補助給水ポンプにより給水される。既設ラインの不具合等で、復水ピットへの水補給ができない場合においては、送水車等を用いて復水ピットへの補給を実施する。この場合の水源として、No. 2、3淡水タンク及び海水がある。これらの作業を実施する際の水源の選定について、以下の通りまとめた。</p> <p>(1) 給水時の水源の選定について</p> <p>重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）に使用する復水ピットが枯渇し、復水ピットへの補給が必要となった場合、No. 3淡水タンクから復水ピットへの補給を実施する。次に、No. 2淡水タンクを水源とする消火設備の消火栓による復水ピットへの補給を実施するが、構内で火災が発生している場合において、消火設備は、重大事故等時の対応よりも消火活動に優先して使用する。</p> <p>これらのタンクの水量は有限であるが、タンク切替え完了後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないようにし、最終的には海水に水源を切り替えることで水の供給が中断することはない、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。</p>	<p style="text-align: center;">蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定および海水注入時の影響評価</p> <p>1. 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定について</p> <p>全交流動力電源喪失（以下、「SBO」という。）時において、蒸気発生器2次側へは、補助給水ピットを水源として、タービン動補助給水ポンプにより給水される。既設ラインの不具合等で、補助給水ピットへの水補給ができない場合においては、可搬型大型送水ポンプ車を用いて補助給水ピットへの補給を実施する。この場合の水源として原水槽、代替給水ピット及び海水がある。また、原水槽に補給する水源として2次系純水タンク及びろ過水タンクがある。これらの作業を実施する際の水源選定について、以下の通りまとめた。</p> <p>(1) 給水時の水源の選定について</p> <p>重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側からの除熱（注水）に使用する補助給水ピットが枯渇し、補助給水ピットへの補給が必要となった場合、各水源から補助給水ピットへ供給される。補助給水ピットへの供給には水質のよい淡水を優先して使用する。原水槽又は海水へのアクセスに時間を要する場合は、T.P.31m に設置する代替給水ピットを優先して使用する。原水槽に補給する水源として2次系純水タンク及びろ過水タンクがあるが、ろ過水タンクは構内で火災が発生した場合に消火活動の水源として優先的に使用するため、2次系純水タンクを優先して使用し、火災が発生しておらず、2次系純水タンクが重大事故等時に破損等により使用できなければ、ろ過水タンクを使用する。</p> <p>これらのタンク等の水量は有限であるが、タンク切替え完了後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないようにし、最終的には海水に水源を切り替えることで水の供給が中断することはない、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>水源構成の相違</p> <p>・泊の原水槽は、貯水している水に加え、2次系純水タンク及びろ過水タンクの貯留水を原水槽に落水させ原水槽から取水できる手段を整備している。</p> <p>記載内容の相違</p> <p>・泊は、淡水源の原水槽への補給水源を2つ有しており、そのうちのろ過水タンクは消火設備の水源としている。大阪と同様、消火設備の水源は、消火活動の使用に優先的に使用することは同じである。</p> <p>・このため、原水槽への補給には2次系純水タンクを優先して使用する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>2. 蒸気発生器2次側への海水注入による影響評価</p> <p>SBO時において、復水ピットからタービン動補助給水ポンプを使用して蒸気発生器（以下、「SG」という）に注水することとしているが、約18.7時間後に復水ピットの水が枯渇することとなる。この対処として、送水車にて復水ピットへ海水を補給することとしており、これによりSGへの継続給水が可能となる。</p> <p>本資料ではSG2次側に海水の塩分が析出するまでの期間と、SG2次側の塩分濃度の高い水をSGブローダウン系統から一定量放出することにより、塩分析出による流路閉塞、伝熱阻害を発生させることなく冷却を継続できることについて説明する。</p> <p>(1) 塩分析出までの期間</p> <p>a. 海水中の塩分濃度と塩分の溶解度</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水中の塩分濃度については、大阪原子力発電所の位置する若狭湾での調査結果^{*1}を基に、保守的に□wt%と設定する。 ※1：若狭湾における海洋環境モニタリングシステム等に関する調査研究、若狭湾エネルギー研究センター（平成18年度）他 海水の主成分及び各成分を表1、2に示す。塩化ナトリウムは海水成分の77.9%を占め、溶媒温度が高い領域での溶解度が主要3物質の中で最も小さい。このことから、海水成分の溶解度を塩化ナトリウムで代表させ、塩化ナトリウムの実際の溶解度に対して保守的な溶解度として、□wt%を塩分の溶解度として設定する。 <div data-bbox="336 893 907 1117" style="text-align: center;"> <p>表1 海水の主成分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">海水成分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">海水</td> <td>水分 (96.5%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">塩分 (3.5%)</td> <td>塩化ナトリウム (77.9%)</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム (9.6%)</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム (6.1%)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日本原子力研究開発機構ホームページ)</p> </div>	海水成分		海水	水分 (96.5%)	—	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)	塩化マグネシウム (9.6%)	硫酸マグネシウム (6.1%)	その他	<p>2. 蒸気発生器2次側への海水注入による影響評価</p> <p>SBO時において、補助給水ピットからタービン動補助給水ポンプを使用して蒸気発生器（以下、「SG」という。）に注水することとしているが、約7時間後に補助給水ピットの水が枯渇することとなる。この対処として、可搬型大型送水ポンプ車にて補助給水ピットへ海水を補給することとしており、これによりSGへの継続給水が可能となる。</p> <p>本資料ではSG2次側に海水の塩分が析出するまでの期間と、SG2次側の塩分濃度の高い水をSGブローダウン系統から一定量放出することにより、塩分析出による流路閉塞、伝熱阻害を発生させることなく冷却を継続できることについて説明する。</p> <p>(1) 塩分析出までの期間</p> <p>a. 海水中の塩分濃度と塩分の溶解度</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水中の塩分濃度については、泊発電所温排水影響調査^{*1}の結果を基に、保守的に□wt%と設定する。 ※1：参考 図 泊発電所周辺海域における塩分濃度測定結果の経年変化（平成19年度～平成25年度） 海水の主成分及び各成分を表1、2に示す。塩化ナトリウムは海水成分の77.9%を占め、溶媒温度が高い領域での溶解温度が主要3物質の中で最も小さい。このことから、海水成分の溶解度を塩化ナトリウムで代表させ、塩化ナトリウムの実際の溶解度に対して保守的な溶解度として、□wt%を塩分の溶解度として設定する。 <div data-bbox="1265 893 1747 1117" style="text-align: center;"> <p>表1 海水の主成分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">海水成分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">海水</td> <td>水分 (96.5%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">塩分 (3.5%)</td> <td>塩化ナトリウム (77.9%)</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム (9.6%)</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム (6.1%)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日本原子力研究開発機構ホームページ)</p> </div>	海水成分		海水	水分 (96.5%)	—	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)	塩化マグネシウム (9.6%)	硫酸マグネシウム (6.1%)	その他	<p>出典の相違 記載方針の相違 ・泊は、塩分濃度の調査結果を参考として示す。</p>
海水成分																						
海水	水分 (96.5%)	—																				
	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)																				
		塩化マグネシウム (9.6%)																				
		硫酸マグネシウム (6.1%)																				
		その他																				
海水成分																						
海水	水分 (96.5%)	—																				
	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)																				
		塩化マグネシウム (9.6%)																				
		硫酸マグネシウム (6.1%)																				
		その他																				

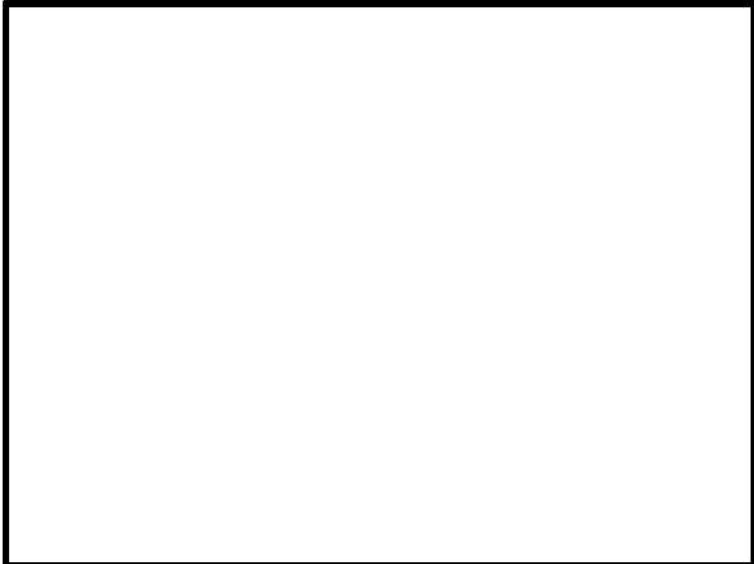


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p style="text-align: center;">表2 各海水成分の水に対する溶解度^{※2}</p> <table border="1" data-bbox="336 287 896 399"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>0℃</th> <th>20℃</th> <th>40℃</th> <th>60℃</th> <th>80℃</th> <th>100℃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化ナトリウム</td> <td>26.28</td> <td>26.38</td> <td>26.65</td> <td>27.05</td> <td>27.54</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム</td> <td>34.6</td> <td>35.3</td> <td>36.5</td> <td>37.9</td> <td>39.8</td> <td>42.3</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム</td> <td>18.0</td> <td>25.2</td> <td>30.8</td> <td>35.3</td> <td>35.8</td> <td>33.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※2：100gの飽和溶液中に溶存する各物質の量をグラム(g)で表したものの (出典：理科年表)</p> <p>b. 炉心の冷却に必要な海水流量 炉心の冷却のために必要なSGへの海水供給流量及び海水積算給水流量を図1及び図2に示す。</p> <div data-bbox="212 582 974 1117" style="border: 2px solid black; height: 335px; width: 340px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="353 1241 855 1289" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <p style="text-align: right;">45-9-3</p>	物質	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃	塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2	塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3	硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5	<p style="text-align: center;">表2 各海水成分の水に対する溶解度[※]</p> <table border="1" data-bbox="1220 271 1825 391"> <thead> <tr> <th>成分</th> <th>0℃</th> <th>20℃</th> <th>40℃</th> <th>60℃</th> <th>80℃</th> <th>100℃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化ナトリウム</td> <td>26.28</td> <td>26.38</td> <td>26.65</td> <td>27.05</td> <td>27.54</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム</td> <td>34.6</td> <td>35.3</td> <td>36.5</td> <td>37.9</td> <td>39.8</td> <td>42.3</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム</td> <td>18.0</td> <td>25.2</td> <td>30.8</td> <td>35.3</td> <td>35.8</td> <td>33.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※：100gの飽和溶液中に溶存する各物質の量をグラム(g)で表したものの (出典：理科年表)</p> <p>b. 炉心の冷却に必要な海水流量 炉心の冷却のために必要なSGへの海水供給流量及び海水積算流量を図1及び図2に示す。</p> <div data-bbox="1131 622 1870 1117" style="border: 2px solid black; height: 310px; width: 330px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">図1 SGへの海水供給流量 (SG3基の合計)</p> <div data-bbox="1187 1241 1780 1276" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	成分	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃	塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2	塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3	硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5	
物質	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃																																																				
塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2																																																				
塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3																																																				
硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5																																																				
成分	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃																																																				
塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2																																																				
塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3																																																				
硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="1153 826 1758 869">図2 SGへの積算水量（SG3基の合計）</p> <p data-bbox="1124 890 1747 922">  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. SG2次側に塩分が析出する時期について</p> <p>(a) 本事象において、SG水位は狭域水位計の監視範囲内に維持することとしている。ここではSG2次側の保有水量については、SG狭域水位33%時の水量とし、保守的に□t/基と設定した。このとき、SG4基の保有水中に溶解可能な塩分量は以下の通りである。</p> <p>溶解可能な塩分量=□t/基×4基×□wt%=□t</p> <p>(b) 海水の塩分濃度を□wt%とした場合、SG4基へ持ち込む塩分量が□tとなる海水供給量は以下の通りである。</p> <p>海水供給量=□t÷□wt%=□t</p> <p>(c) 図2より、SGへの海水の積算給水量が□tを超えるのは□時間後□日後となる。また、この時期までの間はSG2次側に著しい塩分の析出は生じない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>c. 蒸気発生器2次側に塩分が析出する時期について</p> <p>○本事象において、SG水位は狭域水位計の0%以上67%未満※1に維持することとしている。そこでSG2次側の保有水量については、保守的にSG狭域水位0%時の水量とし、約70t/基と設定した。このとき、SG3基の保有水中に溶解可能な塩分量は以下のとおりである。</p> <p>・溶解可能な塩分量 = 約70t/基 × 3基 × 25wt% = 約52t</p> <p>※1：0%はSGの伝熱管が完全に水没している水位 67%はSG水位高の警報設定値</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 本記載は、伊方3号炉の参考掲載 </div>	<p>c. SG2次側に塩分が析出する時期について</p> <p>(a) 本事象において、SG水位は狭域水位計の可視範囲内に維持することとしている。そこでSG2次側の保有水量については、保守的にSG狭域水位0%時の水量とし、□t/基と設定した。このとき、SG3基の保有水中に溶解可能な塩分量は以下のとおりである。</p> <p>・溶解可能な塩分量=□t/基×3基×□wt%=□t</p> <p>(b) 海水の塩分濃度を□wt%とした場合、SG3基へ持ち込む塩分量が□tとなる海水供給量は以下のとおりである。</p> <p>・海水供給量=□t÷□wt%=□t</p> <p>(c) 図2より、SGへの海水の積算給水量が□tを超えるのは□時間後□日後となる。また、この時期までの間は2次側に著しい塩分の析出は生じない。</p>	<p>設計方針の相違</p> <p>・大阪は、SG内部保有水として狭域33%水位を保有水量として設定しているが、泊はSG狭域0%時の保有水量を設定している（伊方と同様）。</p> <p>・SG保有水量が少ないほど、溶解可能な塩分量が少なくなり、塩分析出までの海水供給量は少なくなり、塩分析出までの期間は短くなる評価となる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 320 981 1166" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="374 1302 871 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="902 1337 963 1358" style="margin-top: 10px;">45-9-5</div>	<div data-bbox="1167 304 1823 1129" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1397 1161 1599 1182" style="text-align: center; margin-top: 10px;">図3 泊3号機 SG 構造図</div> <div data-bbox="1312 1294 1760 1315" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> <div data-bbox="1496 1350 1556 1370" style="margin-top: 10px;">45-8-5</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) SGブローダウン系統を利用した塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>SG 2次側に塩分が析出する時期、すなわちSBO後 [] 日目のプラント状態は、RCS 温度が [] °C、RCS 圧力が [] MPa(gage)に維持され、安定的に冷却されている時期である。このようなプラント状態で、SGブローダウン系統を使用し、塩分濃度が上昇したSG 2次側保有水を排出した場合、以下のとおりSG 2次側保有水の塩分濃度を低減することができる。</p> <div data-bbox="226 391 1003 869" style="border: 2px solid red; height: 300px; width: 100%;"></div> <p>a. SGブローダウンによる排出流量について</p> <p>SGブローダウンによる排出流量については、RCSを [] MPa(gage)に維持しておりSG 2次側が低圧の状態では排出できる流量として、保守的に [] t/h/基と設定する。このときのSG 4基の排出流量は以下の通りとなる。</p> <p>SGからの排出流量= [] t/h/基×4基= [] t/h</p> <p>b. SGへの注水流量について</p> <p>SBO後 [] 日目に炉心崩壊熱の除去のために必要な流量は図1より [] t/hである。SGに継続的に注水すべき海水流量については、これにSGブローダウンによる排出流量を加えたものとなる。したがって、SG 4基への注水流量は以下の通りとなる。</p> <p>SGからの注水流量= [] t/h+ [] t/h/基×4基= [] t/h</p> <p>なお、この流量を送水車により復水ピットに補給し、復水ピット経由でSGに海水注水することは可能である。</p>	<p>(2) SGブローダウン系統を利用した塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>SG2 次側に塩分が析出する時期、すなわち SBO 後 [] 日目のプラント状態は、RCS 温度が約 170 °C、RCS 圧力が約 0.7 MPa に維持され、安定的に冷却されている時期である。このようなプラント状態で、SGブローダウン系統を使用し、塩分濃度が上昇したSG2 次側保有水を排出した場合、以下のとおりSG2 次側保有水の塩分濃度を低減することができる。</p> <div data-bbox="1137 359 1848 837" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>図4 SBO後の1次系圧力の推移 (RCPシールLOCAあり)</p> </div> <p>a. SGブローダウンによる排出流量について</p> <p>SGブローダウンによる排出流量については、RCSを約0.7 MPa (gage) に維持しておりSG2 次側が低圧の状態では排出できる流量として、運転実績 [] t/h/基 から保守的に [] t/h/基と設定する。このときのSG 3基の排出流量は以下のとおりとなる。</p> <p>SGからの排出流量= [] t/h/基×3基= [] t/h</p> <p>b. SGへの注水流量について</p> <p>SBO後 [] 日目に炉心の冷却のために必要な流量は図1より [] t/hである。SGに継続的に注水すべき海水流量については、これにSGブローダウンによる排出流量を加えたものとなる。したがってSG 3基への注水流量は以下のとおりとなる。</p> <p>SGへの注水流量= [] t/h+ [] t/h/基×3基= [] t/h</p> <p>なお、この流量を可搬型大型送水ポンプ車により補助給水ピットに補給し、補助給水ピット経由でSGに海水注入することは可能である。</p>	<p>解析結果の相違</p> <p>記載内容の相違 ・保守的な設定であることを示すため、運転実績の排出量を記載した。</p> <p>設計の相違 ・3ループの泊と4ループの大阪でSG数が異なる。</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>〇〇日目時点でのSGへの注水流量及び排出流量から塩分の持込み量及び排出量を以下の通り算出した。その結果、「塩分持込み<塩分排出量」となることから、SG2次側保有水の塩分濃度を低下させることができる。</p> <p>・塩分持込量=〇〇 t/h × 〇〇 wt% = 〇〇 t/h ・塩分排出量=〇〇 t/h × 〇〇 wt% = 〇〇 t/h ・塩分収支 = 〇〇 t/h - 〇〇 t/h = 〇〇 t/h</p> <p>それ以降、継続的にSGブローダウンを実施することにより、SG2次側保有水の塩分濃度を海水の塩分濃度と同等になるまで低下させることができる。</p> <p>以上より、SG2次側の塩分濃度が〇〇wt%に達するまでに時間的裕度はあるものの、塩分濃度を低い状態に維持した方が、万一の塩の偏析等を防止できることから、SGへの海水の注水を開始した場合には、図5に示すように、SG基内の塩分濃度の低下が見込まれる時点からSGブローダウンによる排出を開始する運用とする。</p>	<p>c. 塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>〇〇日目時点でのSGへの注水流量及び排出流量から塩分の持込み量及び排出量を以下のとおり算出した。その結果、「塩分持込量<塩分排出量」となることから、SG2次側保有水の塩分濃度を低下させることができる。</p> <p>・塩分持込量=〇〇 t/h × 〇〇 wt% = 〇〇 t/h ・塩分排出量=〇〇 t/h × 〇〇 wt% = 〇〇 t/h ・塩分収支 = 〇〇 t/h - 〇〇 t/h = 〇〇 t/h (排出)</p> <p>それ以降、継続的にSGブローダウンを実施することにより、SG2次側保有水の塩分濃度を海水の塩分濃度と同等になるまで低下させることができる。</p> <p>以上より、SG2次側の塩分濃度が〇〇wt%に達するまでに時間的裕度はあるものの、塩分濃度を低い状態に維持した方が、万一の塩の偏析等を防止できることから、SGへの海水の注水を開始した場合には、図5の例に示すように、SG器内の塩分濃度の低下が見込まれる時点となった以降にSGブローダウンによる排出を開始する運用とする。</p>	<p>設計方針の相違</p> <p>設計の相違</p> <p>・SG基数の相違による塩分の持込量と排出量の相違はあるが、持込量を上回る排出量である評価に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 308 981 879" style="border: 2px solid red; width: 353px; height: 358px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="353 1289 853 1334" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: 223px; text-align: center;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1140 284 1861 815" style="border: 2px solid red; width: 322px; height: 333px; margin: 20px auto; position: relative;"> <div data-bbox="1178 316 1827 770" style="border: 2px solid black; width: 290px; height: 285px; position: absolute; top: 20px; left: 20px;"></div> <div data-bbox="1335 770 1671 794" style="position: absolute; bottom: 10px; left: 50px;"> 図5 SG2次側の塩分濃度推移の例 </div> </div>	<p>評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源の水量、SGの保有水量、塩分持込可能量の相違により、海水注入開始時期、SG器内水の塩分濃度□wt%への到達時間が相違はあるが、SGローダリにて器内水排出をすることで、許容塩分溶解度未満でSG器内水を維持できる設計に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考</p> <div style="text-align: center;"> <p>○本図の塩分濃度は、泊発電所周辺海域における15測定点で、鉛直方向として海面下0.5m、5mおよび海底上2mの3層を用いて算出した。</p> <p>図 塩分濃度測定結果の経年変化</p> </div>	